

3月5日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めますが、執行部より、昨日の質疑答弁に修正の申し出がありましたので、これを許します。

○福祉部長（窪田広志君） おはようございます。

議案第5号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算についての、堀議員の1点目のご質疑についてお答えしました中で、認定率について誤りがありましたので、次のとおり答弁の修正をお願いいたします。

平成25年1月末日での第1号被保険者の認定率については、16.1%とお答えしましたが、正しくは17.5%でありました。

以上、申しわけありませんでした。

○議長（玉利道満君） 以上のとおり、修正を許可します。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件

日程第2、議案第14号 始良市新型インフルエンザ等対策本部設置条例制定の件

日程第3、議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件

日程第4、議案第16号 始良市職員団体の登録に関する条例制定の件

日程第5、議案第17号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第6、議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件

日程第7、議案第23号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第8、議案第24号 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第9、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件

日程第10、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第11、議案第20号 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第12、議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件

日程第13、議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件

日程第14、議案第25号 始良市畜産特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の件

日程第15、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）

- 日程第16、議案第27号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）
 日程第17、議案第28号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）
 日程第18、議案第29号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第19、議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）
 日程第20、議案第31号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算
 （第3号）
 日程第21、議案第32号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第22、議案第33号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第23、議案第34号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第24、議案第35号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第25、議案第36号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

及び

日程第26、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件までの26案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） これらの案件については、2月22日の会議で、提案理由の説明を受けておりますので一括質疑に入ります。

なお、10名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、7点質疑がございますので順次質疑してまいります。

議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）。

1、32ページ、財産収入、市有地売り払い収入6,843万円は、場所はどこか、売り払い先はどこか、何の目的か、1坪当たりの単価は幾らか。

2、33ページ、寄附金、一般寄附金93万9,000円、教育寄附金6万3,000円、児童福祉寄附金12万円の説明を求めます。

3、34ページ、繰入金、畜産特別導入事業基金繰入金1,132万6,000円の内容説明を求めます。これは66ページと関連しております。

4、66ページ、農地費、土地購入費1,985万8,000円の目的、内容等の説明を求めます。

5、67ページ、治山林道費、林業専用道開設工事2,739万円は、場所はどこか、工期は間に合うのか。

6、73ページ、道路新設改良費、土地購入費4,045万円は、場所はどこか、内容の説明を求めます。

7、91ページ、公債費、償還元金4,204万8,000円の説明を求めます。

1回目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての1点目のご質疑について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

不動産売り払い収入6,969万4,000円のうち、土地建物売り払い収入6,843万円は、須崎地区公共用地の県トラック協会所有地北側の3,708m²を、昨年11月に株式会社愛歯へ坪単価6万1,000円で売却した収入であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

一般寄附金については、平成24年度、これまでにふるさと応援寄附金として5件、93万4,000円、その他の一般寄附金として2件、6,000円の計94万円を受納しております。

児童福祉寄附金につきましては、児童手当受給資格者1人の方より、児童1人分で1年間分の給付額の寄附申請が出されたことによるものであります。

3点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えします。

本基金は、畜産振興を図るため、国費、県費、市費で基金を造成し、畜産農家が繁殖用雌牛などを確保するための導入資金として貸し付けておりますが、国の事業終了により、国費負担相当額の返納を求められており、県などと協議の結果、国費相当分を事業基金から繰入れて国へ返還するものであります。平成24年度から29年度までの間、貸付期間満了に応じて年次的に返納をいたします。

4点目のご質疑について、吉村議員と堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

公有財産購入費は、平成21年に道路拡幅を目的として土地開発基金で購入しました農道並木口線の道路用地670.37m²の買い戻し分1,988万8,000円と、昨年7月の梅雨前線豪雨で崩壊した加治木町西別府城山地区の里道の復旧に伴う道路用地の購入費5万円であります。また、取得支払いの手続きにつきましても、平成24年度中に終了いたします。

5点目のご質疑について、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

治山林道費の林業専用道開設工事は、ふるさとの森再生事業の林業専用道測量設計委託料が確定しましたので、その残額を工事請負費に充当し、林業専用道の開設工事に充てるものであります。林業専用道の開設場所は、北山フノ木地内と、蒲生町白男地内の2か所であり、林業専用道測量設計業務委託終了後、工事発注となるため、繰越明許費の補正を行っております。

6点目のご質疑について、吉村議員と堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

土地購入費は、地方特定道路整備事業、森・船津線と社会資本整備総合交付金事業、始良駅前通り線の道路改良工事に必要な用地を、事業を円滑に推進するため、土地開発基金で先行取得してありますので、これを基金から買い戻すものであります。内容は、森・船津線が10件、356.11m²、始良駅前通り線が6件、2,499.32m²であります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

償還元金は、公的資金補償金免除繰上償還分の追加及び平成24年度借り入れた起債にかかる公債費の実績見込みによる補正であります。平成24年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還については、簡易生命保険資産からの4件の地方債について実施するもので、繰上償還額は6,538万6,371円であります。

また、平成24年度に借り入れた起債のうち、銀行等の民間資金を活用した起債については、据置期間を設けずに借り入れをすることで、償還初年度から元金についても支払いが発生することにより、起債額の確定によって、それぞれ追加、減額するものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての2点目のご質疑のうち、教育寄附金についてのご質疑にお答えいたします。

教育寄附金は、1個人と1団体からの寄附金であり、いずれも始良市育英事業基金に積み立てることとしております。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） それでは、順次2回目の質疑を行います。

まず、この答弁書の2ページです。5点ほどお伺いいたします。

株式会社愛歯は、どのような営業内容の会社ですか。2つ目は、本社はどこにあるのか。3点目、いつから創業を始めるのか。4点目、資本金は幾らか。5点目、株式の上場はあるのか。あるとすればどこの証券取引所か。

次は、答弁書の3ページ、これで、ふるさと応援寄附金5件、93万4,000円、それから一般寄附金として2件、6,000円ですが、この5件、93万4,000円と2件、6,000円の内訳を説明してください。

それから、答弁書の5ページ、一番下から2行目ですが、平成24年度から29年度までの間、貸付期間満了に応じて、年次的に返納いたしますという答弁でございますが、平成24年度分返納金は1,132万6,000円、これ単年度分ですかね。それから、市費、これは国費、県費、市費で基金を造成してとなっておりますが、市費の基金は幾らになるのか。また、一番最後のところ、年次的に返納いたしますとなっておりますが、これは24年度の単年度分だとすれば、平成25年度から平成29年度分はどのようなようになっておりますか。

それから、答弁書の6ページです。土地開発基金で購入しとなっておりますが、買い戻しはどうなるのですか。

それから、答弁書の7ページ、一番最後の3行目ですけど、林業専用道測量設計業務委託終了後、工事発注となるため、繰越明許費の補正を行っておりますというふうになっております。まあ、繰越明許ということになれば、25年度に工事が行われると思うんですが、工事の発注はいつになるのか、現年度中になるのか、そこ辺を説明してください。

それから、答弁書の8ページですけど、下から3行目、森・船津線が10件、始良駅前通り線が6件となっておりますが、この10件、6件を説明してください。場所、その他ありましたら、森・船津線の10件、始良駅前通り線の6件を説明してください。

それから、9ページ、ちょうど上から5行目ですけど、右のほうに、平成24年度に実施した公的資金補償金免除繰上償還となっておりますが、これは私はよくわかりませんので、公的資金補償金免除繰上償還について、具体的な説明を求めます。それから、その下の行で、簡易生命保険資産からの4件の地方債というふうになっておりますけど、簡易生命保険というのは、まあ郵政省というふうには私には考えますが、その辺の郵政からの借入起債ですか、よくわからないからこのことについて具体的に説明をしてください。

それから、答弁書の10ページ、寄附をしてくださることは非常に始良市にとってもありがたいことだと私は考えます。この1個人と1団体からの寄附金でありとなっておりますけど、これはプライバシーとかそんなのは言われないうるんですが、1個人と1団体とは誰で、団体とはどこですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

株式会社愛歯でございますが、業務の内容といたしましては、歯科医療の研究、また歯科鉦物全般の製作、加工をされておる会社でございます。本社は熊本県の熊本市です。創業が昭和53年4月1日、

資本金は1,000万円でございます。売上高といたしましては、23年度で21億円です。

創業開始でございますが、現在、加治木の中央クリニックの南側のほうで、鹿児島工場で業務をされてるんですけども、その移転用地でありまして、25年度中には移転されるものと思います。

以上でございます。（「まだ漏れがありますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） 上場。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 申しわけございません、株式の上場につきましては、ここに資料を持っていません。してないようでございます。済みません。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 寄附金の、ふるさと応援寄附金についてご説明申し上げます。

2件、1個人と1団体、1,000円と5,000円をいただいております。お名前ということになりますと、公表していかのご確認がとれておりませんので、申しわけないんですが、1個人と1団体ということで、1,000円と5,000円でございます。

それから、5件のほうにつきましては、一番高額の方が——5件とも個人でございまして——57万1,000円いただいております。一番少額の方が3万円でございます。合計で93万4,000円でございます。

それから、公的資金補償金免除償還につきましてご説明申し上げます。

この制度は、字のとおり、公的資金、今回は簡易生命保険資産ということで、これは先ほどのご質疑の中にもありましたけれども、旧郵政省旧簡易生命保険資金ということで起債をいたしておりました。この件につきまして、今回4件の繰り上げ償還をいたしました。

補償金免除ということは、繰り上げ償還をしますと、本来ならば、貸し手側からしますと利息をいただけるわけです。それを、こちらの借り手側のほうから、全額元金をお返しすることによって、その利息分を向こうは、借してるほうからしますと得ることができない。ですから、普通は補償金を幾らか取られます。そういう意味でこの補償金の要らないという制度で、本市は乗っかりまして、今回繰り上げ償還をしたということでございます。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 田口議員の畜産導入特別事業基金の件につきましてご回答申し上げます。

事業の内容につきましては、答弁のとおりでございます。現在の基金の状況につきましては、総額で7,036万円でございます。うち、市費は3,864万5,375円あります。国の国費につきましては1,330万2,510円、県費が1,330万2,510円、この出資しております基金の利息が510万9,605円。今申し上げました国、県費、市費を、それと利息足しますと、基金総額が7,036万ということでございます。それで、24年度に返納いたします額が、申し上げております1,132万5,452円、これは利息も含んでおります。それと、25年度以降、次年度以降返済していきます金額が94万1,675円、26年度で88万1,763円、27年度で52万4,885円、28年度で19万9,723円、29年度、最終年度になりますと102万8,059円、合計の1,490万1,557円を国のほうに返済するというものであります。

ただし、これにつきましては、利息の部分におきまして、利率の関係で若干変動が出てくるかと思

いますので、現時点試算しているのは今申し上げました数字と言うことでございます。

次に、農地の土地購入費でございますが、1,988万8,000円を土地開発基金に返すということでございます。

それと次に、治山林道費でございますが、設計委託のほうは2月の28日に終了しております。それと、その工期、工事発注の部分でございますが、白男、フノ木林業専用道、それぞれ繰越明許で繰越しまして、4月の工事発注の予定でございます。

以上です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 森・船津線の場所ですが、国道10号から高速道路まで、Aコープの前ですけれども、この区間を道路改良を行います。この事業に必要な宅地、それから田を先行取得しております。

それから、始良駅前通り線ですけれども、十日町・脇元線へ、思川公園前の十日町・脇元線から始良駅前までの道路新設を行います。これに必要でありました宅地、それから畑を先行取得しております。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 教育委員会の質問に対してお答えいたします。

まず個人についてですけれども、個人につきましては本人の了解を得ておりませんので、名前は差し控えてと思っております。それと団体についてですが、団体につきましては、加治木地区の小中学校のおやじの会の現役やOBで構成しますボランティアグループ笑愉会が年回数回活動した都度積み立ててきた浄財を、今回いただいたものであります。笑愉会の字ですが、笑うという字に愉快の愉、これで笑愉会という名前になっております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、総務部次長、財政課長と教育部次長のほうから、まず財政課長のほうは、私の質疑、1個人1団体、それから教育寄附金のほうで教育部次長は、今1個人については、これは寄附をしてもらうから、始良市にとっては非常にいいことなんで、これに提案されるわけですから、これは名前を明らかにして市長と一緒に写真を撮って、市報に載せるぐらいのそういう計らいが必要かと思うんですが、どうでしょうか。答弁を求めます。

それから、5ページ、畜産農家が繁殖牛雌牛などを確保するための導入資金だということですが、これはもう国のほうは打ち切るということですが、今後、この国費、県費、市費で基金を造成してとっております。国のほうでは打ち切るということですが、市費と県費で今後この事業を継続していくのか。畜産農家の方々は、これによって非常に救われていると私は考えるんですが、この県費、市費で基金を造成して、今後、畜産農家が繁殖牛雌牛などの確保にするための事業、その県、市でやっていくのか、もう県、市もこの事業はもう導入資金制度というのは廃止にするということになるのか、その辺を説明してください。

それから、この8ページの始良駅前通り線、思川公園から今工事がストップしております。もう私は現地を見てみました。すごく掘ってありますよね。関係者、早くしてもらわなければ危ないと、しっちゃんて、けがをするということを私に言われました。これは、このことによって、これは補正予

算ですから、24年度にこれも繰越明許になるんじゃないですか。その辺のところを説明してください。
以上です。

○**教育部長（湯川忠治君）** 教育寄附金の個人の方の関係でございますが、寄附をいただいたときに、広報紙掲載等の打診をしたわけですが、個人の方がこの掲載を遠慮されましたので、今回個人名は伏せた方がいいかなということで伏せたところでございます。

○**総務部次長兼財政課長（脇田満穂君）** 寄附金につきましては、議員のご指摘のとおり、始良市にとりまして非常にありがたいことだと考えております。この応援寄附金につきましては、まだ制度的に浅いことから、私たちのほうでもご寄付をいただいたときに公表してよいかの有無というのを確認しておりません。

今後は、その辺につきましても考慮して、25年度以降につきましては整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**農林水産部長（安藤政司君）** 今後の畜産特別導入事業の件でございますが、議案第25号で、始良市畜産特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の件ということで、今後、県と市と一緒にして事業については継続するというので、条例の改正案も出しておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○**建設部長（蔵町芳郎君）** お答えいたします。

始良駅前通り線の道路改良についてのご質問ですが、この場所につきましては、旧10号線から駅までは道路改良として改良を行っております。この工事については、新年度予算、平成25年度予算で道路改良を行います。ただし、今ちょっとお話の中に旧10号線沿いの工事の件じゃなかったかと思うんですが、これは都市計画課のほうで排水路整備工事ということで、事業を今実施しておりますが、補正の中で繰越しで工事をするように、繰越調書の中に記載して、繰越明許の中で事業を実施するものでございます。

以上です。

○**議長（玉利道満君）** これで、田口議員の質疑は終わります。

田口議員と重複している質疑者が、里山議員、吉村議員、堂森議員です。重複している項目について質疑はありませんか。里山議員はありませんね。

○**27番（吉村賢一君）** 議案第26号の第17号、ページ34ページ、畜産特別導入事業基金繰入金についてなんですが、これにつきまして、実績として、過去どの程度、雌牛の確保等に役立ったのか、それと現実にはいつから始まって、実績がどの程度積み重なってきているかっていうことですね。

それとページ、73ページ、道路新設改良費土地購入費4,045万円、これについて、土地開発基金で先行取得しているということで説明がありましたが、これは常に道路事業等の場合は、このような土地開発基金というもので補填されるような形になっているのか、そのような仕組みについてご説明を

お願いしたいと。

2点、以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 畜産導入事業につきましては、昭和53年から旧蒲生町、昭和62年から旧加治木町でこの事業に取り組んでおります。合併いたしましてから、始良市全体としてこの家畜導入事業を使いまして、牛の導入費につきまして貸し付けているという状況でございます。現在、386頭の導入がなされているところであります。

以上です。

○建設部長（蔵町芳郎君） この土地開発基金の運用につきましては、先ほども答弁の中にございました。が、事業推進を円滑に図るため先行取得するためのものがございます。

○議長（玉利道満君） 吉村議員、よろしいですか。

○27番（吉村賢一君） すみません、今の土地開発基金なんですが、この基金の原資は今のどのような状態になっていますか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 土地開発基金の元金について申し上げます。

10億6,760万というのが基金残高でございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） 堂森議員はありますか。

これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、12番、川辺信一議員の質疑を許します。

○12番（川辺信一君） 私は、議案第13号の始良市旅館・ホテル施設の促進条例制定の件で質疑をいたします。一応、4点ほどありまして。

他目的ホールには、パーティー会場や宴会場も含まれているのか。

2点目は、奨励金は相当する額を3年間交付金とあるのは、税を免除された上に、いわゆる固定資産税とか都市計画税を免除された上に相当額を交付するということかどうか、または、税金と交付金を相殺するというのかということです。

3点目は、3年間で、この補助金を使って立地したホテル等がない場合に、テナントによるホテル運営も対象にできないのかという点です。

4点目は、本市の市場性から、需要面での採算はどう考えているのかという点です。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 川辺議員のご質疑につきましてお答えいたします。

議案第13号 始良市旅館・ホテル施設促進条例制定の件の1点目から4点目までのご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

多目的ホールにつきましては、パーティー会場や宴会場も含まれております。奨励金につきましては、固定資産税及び都市計画税に相当する額を、3年間奨励金として交付するものであります。補助金及び奨励金の交付対象者には、旅館・ホテルの所有、経営が同一の事業者を対象としており、テナント方式、リース方式などについては、現段階においては考慮しておりません。

なお、平成22年8月末のアイルアイラ閉鎖後、パーティー、宴会、会議などを開催できる宿泊可能な施設を求める声がありますので、需要はあると考えており、さらに3年間の奨励金、助成等もありますので、採算性については十分にあるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○12番（川辺信一君） 再質疑で、7点ほどあるんですけども。

1点目が、この多目的ホールを400m²以上、そして会議室が200m²以上を含むという条件になっておるんですが、主に誘致しているのは宿泊施設だと思うんですけども、それを条件としてつけた根拠とございますか、その辺をお示しいただきたいちゅうことと。

それと借地上の建設も可能ということだと聞いたんですが、その場合の奨励金というのは、固定資産税のみの対象になるのかということ。

3点目は、確認したいということなんですが、建設地は、旧始良町、旧蒲生町、旧加治木町の市内全域エリアが対象になっているのか。

それと、本年度といたしますか、25年度から3年間の27年度までの3年間に、建設件数ですね、喜ばしいことなんですけど1件だけじゃなくて、仮にそういった施設が3年間に3件もできたということであれば補助金も多額になるわけなんですけど、別に、その制限はないということと理解してよろしいのかということですね。

次に、それに関連しますけど、3年間の条例でもって立地がない場合に、その期間の延長と、先ほど最初で質疑しましたテナント方式だとか、そういったものの建設も条件に含まれるのかどうかということも、最初で質疑の中には入っておるんですけども、答弁としては出ておりませんが、3年後のことですから、答弁いただかなくてもいいんですけど、どういうふうになるのかという点をお尋ねします。

そして4点目に、採算性については十分あるということで回答になっておるんですが、見方によっては、アイルアイラが閉鎖後2年半になってるわけですね、大体。そして、その間、全然話もないということは、こういうビジネスホテルの建設の話も全然聞いたことないんですけども。ということは、当局が考えているより立地条件がいいのかどうか。というのは、始良は企業というのは少ないですね。お隣の霧島市とか鹿児島市から見ても企業というのは少ないと思うんですけど、その辺の需要をどういうふうに見てるかということで、今回は十分にやると考えているということなんですけども、それらも今まで出てきていないということは、建設の、そういった企業が少ないとか、そういうのはネックになっているとは考えられないのかという点ですね。

それと、ホテルの採算性につきまして、大体どの程度の稼働率というか、その辺で採算ができるのか、採算がペイするのかというのをどのぐらい考えているのか。

そして最後に、始良市の現在の宿泊の収容人員、それは何名ぐらいになっているのか。

以上7点、お尋ねします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

1番目の多目的ホール400m²、会議室200m²を加えなければいけないのか、宿泊所だけではだめかということですが。今現在、宿泊所だけという施設が市内にもございますけれども、多く求められるのが、この多目的ホールを備えた、そういったホテルを、皆さん望んでおりますので、そういったことで、宿泊のみではなくて、この多目的ホール、会議室を備えたものを望んでいるところでございます。

それから、借地建設の場合の固定資産税ですが、ホテル建設でおきますと、建築費の要した費用の30%ということで、建設費用だけでも規模的に、建築費が3億円以上は、もう十分そういった金額になろうかと思っておりますので、土地を含んでもよろしいんですけれども、建設費だけでもそういった形で、建築費の30%ということで考えております。

それから、全エリアが対象かということですが、全て始良、加治木、蒲生、市内全域ですけれども、蒲生につきましては過疎債の対応もありますので、蒲生につきましては、そういったのとの調整が出てくるかと思っております。

それから、3年間なかった場合ということですが、あまりなかった場合と多い場合ということですが、とにかく、つくってもらいたいということを願っているわけですが、なかった場合には、今の補助金制度で、だめであれば、またそれなりの対応を考えていかなければならないかと思っております。

また、あった場合ですけれども、3年間はこの条例が生きますので、1件来たところで終了ということではございませんので、多くというのがどうかちょっと見当はつきませんが、今の状況からすれば1件でも来ていただければというふうに思っております。

それから、立地がない場合の延長の考え方ですけれども、先ほども少し触れましたけれども、3年間なかった場合は、他のところでも実施されているところで、やはり交通の利便性のいいところ、うちの場合、鹿児島市、霧島市が近いということで、なかなかそういったところのホテル建設というのは難しいようですけれども、なかった場合は、また、それなりに努力していかなければならないと思っております。

それから、採算性ですけれども、アイルアイラは、もうそれなりに良い稼働率で動いてたわけですので、十分にそういった利用というのは求められておりますので、そういった意味では、稼働率もそれなりのものが期待できると考えております。

それから、宿泊数でございますけれども、（「収容人員」と呼ぶ者あり）ちょっと、お待ちください。現在、始良市では、収容人数といたしましては370人の収容が可能です。

以上でございます。

○12番（川辺信一君） 多目的ホール、会議室が必要だということなんですけども、質問をしたのは、400m²とか200m²以上とした根拠ですね。200m²だったらどんぐらいが入ると。200m²ちゅうことは60坪ですね。多目的ホールが400m²、それを含むということなんですけど、120坪以上ということになるんですが。

そういった意味で、さっきも触れましたけど、始良市の場合、企業というのは非常に少ないですので、会議とかそういうのがしょっちゅうあるような気がしないもんですから、宿泊にこだわってちゅわけじゃないんですけど、とりあえず宿泊するところが、やっぱり主になると思うんですけども。そう

いった意味で条件的な緩和というか、やっぱりケース・バイ・ケースで、それにこだわらず、次のステップでもいいですけどね。3年間のうちに、それが見つからない場合に、そういったものをまた検討を、今後いろいろされるということになりますから、そのときでもよろしいですけど。その根拠といますか、400m²、200m²にこだわっている根拠をちょっと知りたかったということをお先ほど質疑したんですけど。そういった答弁ではなかったと思うんですけども。

それと、借地上の建設におきましては、土地は借りてるわけですから、土地は固定資産税が発生しないし、都市計画税というのは、私はちょっと知らないんですけど、建物にはかからないんじゃないかなと思っておりまして。ですから、奨励金は、建物の固定資産税だけというふうに考えていいのかというふうに質疑したんですけども、そういった答弁ではなかったと思います。

それと、始良に2年半、ホテルといますか、アイルアイラが閉鎖して2年半たつんですけど。その間に、やっぱ、企業というのはいろいろビジネスチャンスを狙ってるわけですから、もし、市場性がいいということになれば、とくにホテルが来てもおかしくないと思うんですよ。それが来てないちゅうことは、何か企業の判断に迷いといいますか市場的な魅力がないとか、そういったことで、現在、実現していないんじゃないかなという気もするんですが。そのことで、さっき質疑しましたのは、進出のネックになっているのは何かないかというふうにもお尋ねしたんです。これは答弁なかったんですけども。

最後の収容人員です。370人っていう、今、回答出てきましたけど。私が知っている範囲では加治木のグッドインと、そのファンコートランドホテル、それを合わせて気がついた範囲では150人ぐらいの収容かなと思ったんですけど、370人というのは、ほかにどういう宿泊施設があるのか教えてもらいたいというのと。

参考までに言いましたら、旧隼人、1,500人もあるんですよ。そして旧国分市が246人。これは観光協会に入ってる分だけの収容人員です。だから、観光協会に言わしたら、この倍ぐらいは収容できるちゅうことで、相当インパクトが違うんですね。霧島市全体でいうたら相当な、何千人という収容人員があるわけですから。

そういった意味では、370人としても非常に寂しいというか、大きなイベントとかした場合には、とてもじゃないけど始良市では収容できないということになるものですから。せっかく、いい条例ができましたので、やっぱり企業の、今ここに答弁にもありますけど、奨励金とか助成金が、補助金がありますので、採算性については十分あると考えているということなんですから、そういったことで、周知の仕方によっては企業の背中を押すということで非常にいい条例かと思っておりますので、あと、先ほどの質疑の分を答弁お願いします。

○市長（笹山義弘君） この多目的ホール等の条件を付しておりますのは、始良市になりまして、市にふさわしい施設に不足する施設として、まず、この多目的ホールを備えたホテルがあるということを考えております。

また、民間団体等からも、このような多目的ホールが欲しいということの強いご要望があります。といいますのは、各種団体が、例えばパーティーを開くとしたときに、150人を超えるような規模としたときに、始良市で開催できる施設がないということでもあります。したがって、都度都度、市外に出向いて開催をされているということがございますので、宿泊も当然でございますが、この多目的ホールを備えた施設を誘致したいということからでございます。

また、それぞれ借地、土地を求めているいろいろあろうかと思いますが、やはり企業においては、その設備投資をするについてはリスクが発生するわけでありますので、リスクを軽減するという趣旨からのこの条例でございますので、それぞれのケースに合わせての対応ということになろうというふうに思います。

また、収容人員につきましては、レベルいろいろあろうかと思いますが、各種施設で、本市が保有している施設ということについてはそのようなことではございますが、具体は担当から答弁させます。

○企画部長（甲斐滋彦君） まず、奨励金のことですけれども、奨励金につきましては、当初3年間はなかなか運営が厳しいという設定の中で、その奨励金の額としましては、固定資産税の標準額を基準としたらどうかということで設定しております。

進出については、ネックがあるというのは事実でございます。23年度に企業立地促進条例の中に、あえてホテルの誘致を入れたわけですが、これでもなかなか誘致が厳しいということで、今回、新たに増額をし、さらに奨励金ということで3年間を設けたところでございます。

そして、始良の施設には、ホテル、旅館等が7施設ございますが、まず溪谷苑、それからファンコートランドホテル、江戸川旅館、ふれあい温泉、加治木温泉、グッドイン加治木、それから、フォントナの丘の7施設でございます。

○議長（玉利道満君） これで川辺議員の質疑を終わります。

次に、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○13番（湯川逸郎君） 議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件について質疑いたします。

提案要旨1ページにおいて、安心して子どもを育てる社会を実現することは、今日の行政上の最重要課題の一つとなっていると提唱されているが、今日までの子育て行政と、今回の子育て基本条例との相違点について詳細にお示してください。

また、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法が、今回の改正にはどのように反映しているのかをお尋ねいたします。

次に、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございますが、本年4月1日から施行される始良市暴力団排除条例で公の施設におけるいろいろな措置の運用について、今回の条例制定を完全に履行されるのか。また、いろいろな措置について、どのようにして窓口で暴力団員と見分けられる措置が整備されているのかをお尋ねいたします。

次に、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についてご質疑いたします。

ページ58ページ、生活保護総務費委託料、マイナスの60万円は、生活保護医療扶助レセプト点検委託料であるが、このレセプト点検の検査状況を問う。また、生活保護扶助費9,500万円の減額について詳細な内容を問います。

次に、ページ62ページ、塵芥処理費の委託料で資源物直接搬入受入業務委託料107万円の増加理由と今後の対策。資源物中間処理委託料657万8,000円の減額、塵芥収集業務委託料3,090万4,000円の減額は、それぞれ、どこに委託し、内容的な根拠を問います。

また、63ページの市衛生協会補助金198万6,000円の減額理由と根拠を問います。

最後に、83ページの公民館の委託料で220万3,000円の減額の理由を詳細に問います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましてお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

なお、教育関係のご質疑及び教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本条例は、始良市暴力団排除条例が本年4月1日に施行されるにあたり、本条例第6条、市の事務及び事業における措置及び同条例第7条、市が設置した公の施設の使用の不承認等について、より具体的かつ徹底した措置を講じるために、関連する条例の一部変更や見直しを図ったものであります。

したがって、関係する部署が、本条例に基づいて暴力団の排除を完全に履行できるように、個々の職員が条例の趣旨を理解し、あるいは実務上の運用方法について、あらかじめ習熟しておく必要があります。そのため、本年3月末日までに始良警察署や県警察本部の組織犯罪対策課の警察官による研修を開催する予定であり、その運用にあたり遺漏のないよう努めてまいります。

また、実務上、窓口担当者がいかにして暴力団員を見分けるのかの判断基準につきましては、さきにご説明申し上げました県警察本部の研修を受けて対処したいと考えております。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算についての1点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

平成25年1月までの検査状況につきましては、各医療機関等から社会保険診療報酬支払基金を通じて請求のあった医科1万321件、歯科1,267件、調剤6,410件、訪問介護60件の合計1万8,058件の生活保護医療扶助レセプトに関し、資格審査、内容点検及び縦覧点検を実施したうち、疑義の生じた457件の再審査を請求しております。なお、補正額は、執行残見込み額を計上したものです。

生活保護扶助費につきましては、本年1月末現在で687世帯1,027人に対し、国の定めた基準額に基づく扶助費を給付しているところではありますが、当初見込みに対して世帯数が前年並みで推移したものの、世帯員数が、ピーク時と比較して60人程度減少したことに伴い9,500万円を減額補正するものであります。

2点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

資源物直接搬入受入業務委託料の増加は、始良リサイクルセンターの月曜から金曜までの受け入れを月曜から土曜までの受け入れに変更したことや、別府川沿いの資源物集荷所の第2と第4日日曜の受け入れを毎週日曜の受け入れに変更したこと。

また、松原上集荷所と重富蔵集荷所を新規開設したことに伴うシルバー人材センターの受入業務委託料と交通整理の委託料が主な理由であります。今後の集荷所のあり方については、搬入量の動向等を見きわめながら対処したいと考えております。

資源物中間処理委託料の減額は、予算額4,157万8,000円に対し、契約額は3,500万円でありましたので、その執行残であり、委託先は始良衛生有限会社であります。塵芥収集業務委託料の減額は加治木地区、始良地区、蒲生地区のごみ収集運搬委託料で、加治木地区を有限会社岩掃、始良地区のうち、主に重富地区を有限会社コウエイ環境、重富地区以外と蒲生地区を始良衛生有限会社に委託しており、

これらの契約の執行残であります。

市衛生協会補助金の減額の主なものは、生ごみ処理機等購入補助金、河川やぶ払い補助金の実績見込みに伴う減額であります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第15号 始良市子育て基本条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

今日までの我が国の子育てのあり方を振り返りますと、高度経済成長期から経済社会があまりにも豊かになってきたことにより、大多数の国民が物質的な豊かさを求めるようになり、教育においても子どもたちが、将来、経済的に優位なポジションを目指す、家庭教育も含め、社会全体が自己中心の知育偏重の教育を生み出す結果となりました。

加えて、日々仕事に忙しい親たちは、本来子どもと向き合う時間を持つかわりに、お金と物をふんだんに与えて心の教育をおろそかにした結果、社会貢献などの高い志を持った人間よりも、自分の利益を優先する人間、自分が困ったときに、みずから困難を切り開くのではなく、国や社会に依存する他者依存型の人間を生み出してきました。このように、自分のためだけではなく、世のため、人のために汗を流す気骨のある青少年が失われてしまったのは、ひとえに戦後世代の大人による青少年教育の失敗にあるといっても過言ではないと考えます。

また、子育てをめぐる環境を考えますと、産業構造の変化や都市化の進展により家族の形態や生活様式が大きく変わり、核家族や地域内の人間関係の希薄化が進んだ結果、今日では子育ての負担が親のみにかかっている状況が見られます。

さらに、少子化が進む中で、実生活において乳幼児に接したり、幼い兄弟の子守をしたりする機会がないまま大人になり、親の中に、乳幼児とはどのようなものか、親としてどのように接したらよいかわからず、いたずらに育児に対する不安を持つ親がふえてきている状況が見られます。

これらの育児に対する負担感や不安感を軽減し、子育ての喜びを享受できるように社会全体で子育てを支え、人づくりを協働で進める仕組みを構築していくことは、これからの始良市、ひいては日本の未来をつくる重要な課題だと認識しております。

今回、上程いたしました始良市子育て基本条例は、「県央の良さを活かした、県内一暮らしやすいまちづくり」という市の方針のもと、教育分野における暮らしやすさを実現するため、始良市教育振興基本計画に基づいて設置されました「始良っ子」子育て審議会の提言をもとに条例制定を企図したものであります。

本市の目指す教育理念・目標である自立への教育を、学校だけでなく、学校、家庭、地域、事業所等が、それぞれの果たすべき役割と責任を明文化し、今後、一層、相互に連携協力を図りながら子育てをしていく社会を創造していこうとするものであります。

次に、子ども・子育て関連3法との関連ですが、子ども・子育て関連3法は、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するという時代の要請を踏まえ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するものであります。

このことは、始良市子育て基本条例においても、家庭、学校、地域、事業所のそれぞれの役割と責任を明確にして、社会のあらゆる分野の全ての構成員がおのおのの役割を果たすことが明文化されており、子ども・子育て関連3法の法の理念が具体化されることでもありと考えております。

なお、子ども・子育て関連3法が、幼児期の学校教育、保育に焦点が当てられていることに対し、子育て基本条例では、乳幼児期から、おおむね18歳の高校生ぐらいまでを対象とした子育て及び人づくりに焦点を当てております。

次に、議案第26号 始良市一般会計補正予算（第17号）についての3点目のご質疑についてお答えいたします。

公民館費の委託料の減額は、始良公民館の耐震診断に基づく耐震補強工事及び大規模改修工事に伴う耐震設計委託料と大規模改修設計委託料の執行残であります。

以上、お答えといたします。

○13番（湯川逸郎君） 2問目に入りますが、2問目は生活保護関係に2問、それから、塵芥処理関係に2問、再質問させていただきたいと思えます。

最初に、生活保護医療扶助レセプトで疑義が生じた457件の再審査の内容はどのようなものなのか、まず生保関係でお答え願いたいと思えます。

次に、世帯員数は、ピーク時と比較して60人程度減少したことで9,500万円の減額を行ってありますが、1月末現在の687世帯1,027人との関係はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に、塵芥処理の件につきまして質問いたします。資源物中間処理委託料の入札が、予算額4,157万8,000円、契約されたのが3,500万円となっております。この中で入札日と契約日は、いつ、そういうことでなされたのか。入札執行残の657万8,000円の処理は年度末でなく、契約後、早い時期に処理されるべきではなかったかと思いますが、処理が3月の補正に出てきた理由を述べてください。

4番目に、市衛生協会補助金で生ごみ処理機等購入補助金とありますが、生ごみ処理機は、何機で補助金は幾らぐらい払ったのかをお示してください。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

レセプト点検の427件の内容ということでございますが、これにつきましては担当課長が答弁いたします。

続きまして、687世帯の1,027人との関係でございますが、これは毎月、それぞれ世帯数とか人数等が変わっておりますので、年間を通しての見込み額の9,500万円を減額したということでございます。

一応、予定額につきましては、生活扶助から、8項目の扶助に分かれておりますが、生活扶助につきましては4億8,837万3,173円、住宅扶助につきましては1億2,962万8,625円、それと教育扶助につきましては1,614万2,390円、それと介護扶助につきましては3,177万6,752円、医療扶助につきましては9億6,712万6,074円、それと生業扶助につきましては943万9,659円、葬祭扶助につきましては251万3,327円ということで、一応、予定額を16億4,500万円と決算見込みをしましたので、その分の9,500万円を減額したということでございます。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 社会福祉課の牧之内でございます。答弁申し上げます。

生活保護費医療レセプトの点検の関係でございますが、本年度、昨年4月からでございますが、外部事業者への委託によりレセプト点検を毎月実施をしている状況でございます。答弁にありました1月までの検査状況につきまして、合計1万8,058件の生活保護医療扶助レセプトに関し、資格審査、

内容点検及び縦覧点検を実施したわけですが、このうち疑義の生じた457件につきまして再審査を請求したところですが、内訳につきましては資格審査分が250件、それから内容点検にかかる再請求分が207件、合計457件でございます。

以上でございます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、塵芥中間処理の入札の件でございますが、地方自治法に基づく随意契約をしております。昨年3月議会の最終本会議が決定後、入札をしておりますので、3月の下旬になりますが、契約日は24年の4月1日現在で契約をしております。

それと、執行残についての補正対応でございますけれども、契約後、変更契約の可能性があるので、年度末までは不測の事態に配慮するという視点で、予算を残したままの状態ですぐに補正をかけるという考え方でございます。

それから、生ごみ処理機の件でございますが、生ごみ処理機は、大体、価格が5万から10万ということで非常に高額なものでございまして、補助対象を2分の1の対象にしまして、上限を3万円ということで補助をしておりますけれども、当初、30機程度ということで考えておりましたが、実際は4機程度の申請があったということで、その差額を減額することです。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 3問目ですので、もう終わりですが、一つだけちょっと気にかかったのが、先ほど答弁がありました資源物中間処理の入札残の執行の件でございますが、657万8,000円という執行残が、そのまま変更になるかもしれませんので残しております。

非常に金額が大きいものですから、そういうような計画変更が、この中間処理委託料の中で予想されますか。恐らく、されないと思うんです。巡回的にずっと行っておりますので。こういうような執行残があまりにも大きいものは早急にすべきじゃないかなという考えで質問しておりますが、もう一回、そのあたりを、入札後、契約日、そして執行残ということ考えたときの体系を、今後、次の事業から正すべきじゃないだろうかということを、私は注視して質問をしたつもりでございます。

もう一回、答弁方をよろしくお願いします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

さきの議会でも質問がございましたけれども、今回の補正は、このほかに集荷場の新設に伴う補正もしております。

この背景にありますのは、始良市のごみの減量化。特に始良清掃センターの処理能力が非常にいっぱいいっぱいに来てるといことで、リサイクル率を高めて、ごみの減量化を図るのが大きな背景でございます。実際に資源物の処理量推移を見ますと、昨年の上半期と比べまして、若干ではございますけれども資源物が増加の傾向にございます。

そのようなことで、急激に資源物の処理量がふえるというのは難しい部分がありますけれども、構想といたしましては、資源物の量をふやして、ごみの減量化を図るという大きな目標がございまして、そういった趣旨から、資源物が大幅にふえても処理ができるというようなことの体制は整えておくべきであろうという趣旨で、年度末までは執行残は残しているという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで湯川議員の質疑を終わります。

湯川議員と重複している質疑者が吉村議員です。重複している項目に質疑はありませんか。

○27番（吉村賢一君） ページ58ページの生活保護総務費委託料の中で生活保護扶助費9,500万の減額について、先ほど部長から説明があったと思うんですが、ちょっと解釈がうまく私できなかったんで、再度ご説明願いたいんです。

例えば、この60人程度、世帯員数は、ピーク時と比較して60人程度減少したということで9,500万円を減額補正するということですが、1人当たりになると160万円程度ということになります。ただし、この世帯の員数というのは、年間、徐々に減っていくというようなこともあるかと思しますので、最初から、1年間、例えば160万円の手当が減ったというわけじゃなくて、暫時、変動していったんじゃないかと思うんですが、その辺のところをもう少し詳しくご説明お願いしたいと思います。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

平成24年の4月段階で1,057人ということで想定をしておりました。そして、今1月現在で1,027人ということで約30名を減っているわけですが、大体この多い人数等で積算をしておりますので、1月現在では1,027人と減っております。だから、その月ごとに世帯数、世帯人数が減ったりふえたりしておりますので、その決算見込みを想定したということでございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。吉村議員。

○27番（吉村賢一君） いいです。

○議長（玉利道満君） これで、湯川議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、湯之原一郎議員の質疑を許します。

○6番（湯之原一郎君） それでは、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）について質疑を行います。

まず、9ページ、第2表繰越明許費補正、8土木費、2道路橋梁費についてですが、社会資本整備総合交付金事業で平成25年1月に交付決定を受けたとのことですが、橋梁補修の内容、工期についてお伺いいたします。

次に46ページ、目、庁舎建設基金費、今回の補正額を含め、基金残高は幾らになるのかお伺いいたします。それと、庁舎建設に必要な基金額と建設目標年度について具体的案はあるのかお伺いいたします。

55ページ、目、社会福祉施設費、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金ですが、事業内容についてと、あと、予算計上が年度末のこの時期になった経緯をお伺いいたします。

次に70ページ、目、観光費、始良市観光基本計画策定業務委託料について、内容の詳細並びに予算計上が年度末のこの時期になった経緯をお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯之原議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業による橋梁補修工事は、市道塩入・春日線の錦江橋、錦江歩道橋及び市道中福良・白男線の白男橋を施工いたします。補修の内容といたしましては、剥落しているコンクリートの断面修復、ひび割れ補修、防護柵の取りかえ、橋面の防水工及びアスファルト舗装、伸縮継ぎ手の補修などを行います。工期といたしましては5か月から7か月を予定しております。

2点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

今回の補正額1億20万円を積み立てると、平成24年度末の基金残高は4億5,550万円となります。庁舎建設につきましては、行政機能の充実に向けて、今後、議論を深めていきたいと考えておりますが、その建設費に対し、合併推進債を活用できる期限である平成36年までが現段階での建設目標と考えております。

また、庁舎建設基金につきましては建設事業経費の一般財源分に充当したいと考えますので、合併推進債の充当率が90%であることを鑑みますと、事業費の1割程度を目標にすべきであると考えます。

3点目の1番目と2番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

この補助金は、地域密着型介護サービス事業所の開設に際し、施設の円滑な開所を支援するため、県の事業を活用して、ソフト、ハード両面の特別対策事業として、開設事業者に対して補助をするものであります。

ソフト部分につきましては、施設で使用する福祉用具や家具等の購入補助として、認知症高齢者グループホーム1施設に1,080万円、小規模多機能型居宅介護事業所1施設に300万円となっております。

ハード部分につきましては、昨年の第4回定例議会で議決いただきました同施設2か所の新設についての追加補助金であり、それぞれ767万4,000円で、ソフト、ハード合わせて合計2,914万8,000円となります。

いずれも、県からの内示を昨年12月10日付で受けたため、今回の補正での計上となりました。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

始良市観光基本計画は、平成24年3月に策定した第1次始良市総合計画に基づき、既存の観光資源と地域の持つ新たな魅力を絡めた観光ルートや観光拠点を整備し、観光交流人口の拡大を図り、また、本市に点在する観光資源を最大に生かし、将来にわたって提供、享受できるような魅力ある観光地づくりを目指すため、その指針となる観光基本計画を策定し、主要な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

観光基本計画策定業務につきましては平成24年度中の計画策定を予定しておりましたが、隠れた地域資源も多くあり、また、観光の調査については深く掘り下げるべきであるとの専門的な方々からのご意見もあったことから、今後の観光戦略を効果的に推進するために、さらに分析、調査の期間を設けることといたしました。

そのため、本市の観光の潜在性や可能性を探り、より始良市らしい観光戦略を組み立てるため、本市に関する歴史、自然などの文献調査や、市内の郷土史家、歴史、文化関連の団体へのヒアリング調査等を行い、抽出した資源に基づいた観光ルートやプラン案を具体的に検討する調査を追加で実施するものであります。

以上、お答えいたします。

○6番（湯之原一郎君） それでは、2回目の質疑を行います。

まず、繰越明許補正の件でありますけれども、ここには白男橋のことが出てきておりますが、この白男橋につきましては、昭和46年の豪雨災害により被災して架け替えられた橋だと記憶しております。その後、その橋の取り付け道路が後づけのような形で、農用地の基盤整備などに伴って後づけのような形でつくられておまして、かなり道路の線形が不線形な形をしておりまして、見たところ、橋の架け替えを前提にしたような形になっております。何年か前に市内の全橋梁調査を実施したというふうなことを記憶しておりますが、その際に、この白男橋については、架け替えの必要性は考えられなかったのかどうか、お伺いいたします。

次に、庁舎建設基金の件ですが、ここに事業費の1割程度を目標にすべきであるという答弁がございますが、具体的にどれぐらいになるのかお知らせ願います。

次に、社会福祉施設費ですが、先般も、長崎県でグループホームの火災によりまして犠牲者が出た件がございましたが、やはり、この施設については275m²というのが一つの基準といたしますか、いろんな規制が設けられたりとかしているようですが、新しく開設される、この2施設についてはどのような規模の施設なのか、お知らせ願います。

それと最後の観光費ですが、当初予算でも485万円が計上されております。今回100万円の追加ということですが、専門的な方々からの助言によって、今回、追加ということのようでありましてけれども、この専門的な方々というのは、どういう方々なのか、それと委託先と、この計画の策定の完了の時期がいつごろになるのか、お伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 橋梁の明許繰り越しに関する件について、お答えいたします。

市内に305橋、橋梁がございます。平成23年度に橋梁長寿命化修繕計画というのを策定しております。この中には橋梁の健全度、それから交通量などを勘案しながら補修の優先順位をつけて、社会資本整備総合交付金事業で補修をしていくということで計画を立てて、今回の繰越明許のほうに上げさせていただいたんですが、橋梁を架け替えとなりますと多額の費用がかかります。現在考えているのは、今ある橋梁を補修をいたしまして長寿命化を図るという計画を策定し、これには先ほど言いましたように55%の交付金も交付されますので、それを活用して補修のほうを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） グループホームの関係、それから小規模多機能の関係についてお答えいたします。

今回の規模でございますが、認知症の高齢者グループにつきましては始良ニュータウンのほうに建

設しておりますが、ベッド数が18の大きさでございます。

それから、小規模多機能でございますが、宿泊予定定員が5人で、通いの予定として9人でございます。

いずれも、スプリンクラーにつきましては、当初から設置されるということでございます。

それから、本市内にあります認知症のグループホーム、それから小規模多機能の事業所につきましては、全てスプリンクラーの設置は済んでいるところでございます。

以上でございます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 庁舎の建設基金につきまして、ご説明申し上げます。

庁舎建設基金につきましては、先ほど説明がありましたように4億5,550万ということで積み立てしております。この基金につきましては、昨年もそうですが、決算剰余を見て積み立てをいたしております。

庁舎のあり方というものをご今後検討するというので、本庁舎を含め、あと加治木、蒲生の3庁舎もございまして、今後検討を進めると。ただ、財源につきましては、今申し上げましたように決算剰余を見ながら、財源があるうちに積まさせていただきますということになります。

そういう観点から、今回90%、すなわち1割程度は現金といいたまいますか、一般財源が必要でございますので、今回積み立てさせていただきました。およそ、この4億5,550万程度で、この庁舎建設基金につきましては、ある程度来たものというふうにご考えております。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

専門的な方といたしましては、鹿児島県観光連盟観光プロデューサーの方、またNPO法人まちづくり地域フォーラムの代表理事の方などでございます。

委託先は、福岡市のランドブレイン株式会社福岡事務所でございます。

完了といたしましては、25年10月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） 湯之原議員と重複している質疑者が吉村議員です。質疑ありませんか。

○27番（吉村賢一君） およその、今、庁舎建設について、庁舎建設基金費ということで回答あったんですが、目安としては今から検討されると思いますが、規模的に、大きさといいたまいますか、平米的にどの程度のものというのを考えておられるか。場所については、これからの検討だと思っております。

それと、先ほど支所についてのお話もございましたが、これも合わせてやられるということで基金積み立てを行っているのか、その辺の確認をお願いします。

○市長（笹山義弘君） 庁舎のあり方につきましてお答えいたしますけれども。

この庁舎という施設は、市民にとりまして、いろいろな活用をいただく施設であろうということも考えます。そういうことから、今後、検討委員会、審議会等々いろいろな委員会を立ち上げまして、広く市民のお声も聞きながら、また議会の皆様のご意見もいただきながら、この始良市にどのような

施設が必要かということをも十分もむ中で、機能とか規模、その辺のことも決まってこようというふうに思いますので、その枝を進める中で、いろいろとまたお示しをしていきたいというふうを考えております。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。

○27番（吉村賢一君） はい。

○議長（玉利道満君） これで、湯之原議員との重複項目の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。午後1時からいたします。

（午前11時47分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（玉利道満君） 23番、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について伺います。

学校給食センターの所長が再任用職員から非常勤職員に職務が位置づけられ、報酬及び費用弁償条例に23万円以内と規定されておりますが、この報酬に定まった根拠について伺います。

次に、議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件について伺います。

改正後の条例第3条、会長及び委員、第7項、第5条第4号から第6号までの委員とはどういう人を意味し、また除く委員とはどういう人を意味するのか伺います。

議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件について伺います。

災害対策基本法の一部がどのように改正されたのか伺います。改正前の趣旨の第23条第7項の規定について説明をしていただきたいと思います。改正後の趣旨の第23条の2、第8項の規定について説明をお願いいたします。

議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）について伺います。

1番目に、ページ18ページ、歳入の地方交付税4,688万3,000円について説明を求めます。

2番目に、22ページから23ページの歳入の国庫負担金1億3,388万4,000円の減額について説明をしていただきたいと思います。

3番目に、27ページ、歳入の県負担金3,412万2,000円について説明をお願いいたします。

4番目に、27ページ、中学校の児童手当負担金が、国のほうは減って、県のほうがふえているのはどういうことなのか伺います。

6番目に、34ページの歳入の基金繰入金、財政調整基金繰入金1億3,000万円の減について伺います。

7番目に、73ページ、歳出の道路橋梁費、道路新設改良費の立ち木等補償1億2,106万円について説明を求めます。

8番目に、74ページ、歳出の港湾費、加治木港港湾改修事業負担金200万円の減について説明を求めます。

9番目、75ページ、歳出の都市計画費、都市公園トイレ水洗化工事ほか917万9,000円の減について説明を求めます。あと何か所のトイレ水洗化工事が計画され、予算は総額幾らぐらいかかるのかを伺います。

最後に87ページ、歳出の保健体育費の小学校給食室別棟設計業務委託料101万円の減について説明を求めます。設計も終了したと思われますので、全議員に設計図を配付していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましてお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

なお、教育関係のご質疑及び教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

条例第5条第4号は、市の職員のうちから市長が任命するものであり、第5号は教育長、第6号は消防団長となっております。これらのものは市長が任命権者であるものや、市教育委員会が任命するものであることから、その職にある期間は防災会議委員となり、よって、他の委員と異なり、任期を定める必要がないものであることから、これらのものを任期の規定から除外することとしております。

次に、議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

まず、改正前の災害対策基本法第23条第7項は、全各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は都道府県または市町村の条例で定めると規定しておりました。改正後の同法第23条の2第8項では、全各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めると改正されました。

従いまして、改正前の法第23条の各条文では、都道府県または市町村における規定を定めておりましたが、改正後の法第23条では、都道府県と市町村との規定を分けて定め、第23条に都道府県に関する規定を、第23条の2に市町村に関する規定をそれぞれ定めたものであります。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

普通交付税4,688万3,000円の補正は実績見込みによるものであります。平成24年度は、国の1次補正予算において調整率分の追加交付が見込まれたこともあり、今回、確定額として補正するものであります。

2点目と3点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

国庫負担金及び県負担金は、国や県が市と共同責任を持つ事務に対して経費の負担区分を定め、それぞれが義務的に負担する金銭的給付で、市では、用途を特定する特定財源として歳入しているものであります。

今回の補正は、いずれも平成24年度の当初予算から、前回の補正予算までの予算に計上し、実施し

た事業費の確定及び実績見込みにより補正をするものであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

児童手当に関する制度改正により、中学生に対しての負担割合について、国庫が10分の10から6分の4に下がったことに伴い、県の負担が新たに発生したことによるものであります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

当初予算においては市税や地方交付税などの財源について不確定要素が多く、また、歳入予算については過大見積もりを避ける必要があることから、歳出予算に対して財源の不足が見込まれ、財政調整基金からの繰入金7億円を当初予算に計上しておりました。これまでに各事務事業を執行し、歳入歳出予算の確定及び実績見込みに伴い、一部基金を取り崩す必要がなくなったために、今回1億3,000万円を減額補正するものであります。

7点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

補償補填及び賠償金の減額は、補償費を算定した結果、補償費が減額となったものや、用地交渉が整わず減額となったもの、設計の見直しにより、支障施設を回避し、補償費が不要になったものなどです。

また、繰り越しにかかる用地交渉が整わない事案につきましては、引き続き交渉を重ね、平成25年度予算で対応してまいります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

負担金補助及び交付金の減額は、加治木港港湾改修工事業費確定による負担金の減額であります。

9点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

公園費の工事請負費の減額は、池島公園、宮島東公園のトイレ水洗化工事、千鳥公園浄化槽設置工事などの執行残が主なものであります。市内の公園には42か所のトイレが設置されておりますが、このうち14か所が水洗化されておられませんので、年次的に整備してまいります。

なお、公園トイレ水洗化の工事費は、規模にもよりますが、1棟当たり平均2,000万円程度と考えております。

○**教育長（小倉寛恒君）** 議案第19号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑について、神村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

所長の業務は、調理・配送の指導、衛生管理、諸検査の確認、物資納入、検食、給食運営委員会の企画、地場産物の活用、非常時の対応、給食費の管理等、多岐にわたっております。現在の再任用職員の勤務体制と比較した場合、再任用職員は週1回休みの短時間勤務であります。学校給食実施は月曜日から金曜日まで毎日業務を行い、安全安心な給食を提供するため、所長としての責任の重さと業務の頻度の多さから非常勤職員とし、再任用職員とは異なる報酬を設定したところであります。

勤務体制については、始良市教育委員会非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程により、勤務日数は月23日以内、1日につき7時間45分を超えない、週38時間45分を超えない範囲等となっております。

次に、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての10点目のご質疑にお答えいたします。

小学校給食室別棟設計業務委託料は、入札執行残を減額補正するものであります。

なお、当該設計業務委託の契約期限は平成25年3月15日までであります。

以上、お答えいたします。

○23番（里山和子君） 議案第19号について伺いたいと思いますが、これまで再任用の職員の場合は報酬は幾らだったのかどうか。何年ぐらい、この再任用のままでこられていたのか。今回、かえることになった理由ですね、仕事はあんまり変わらないと思うんですけども、今回、非常勤職員にかえられることになったその理由と、それから他の非常勤職員の報酬も大体このような額なのかどうか、そのあたりの比較ではどうなのかということ伺いたいと思います。

それから最後の、保健体育費の小学校給食室の別棟の設計業務委託料のことですけれども、きのうの、別棟工事のところ、（仮称）松原小学校の近くに建設したほうがいいんじゃないかという、私質疑をしたんですけども。そのときに、最後の部長の答弁で1,200m²ぐらいに、その別棟給食室になるので、県の基準をクリアできないと、住宅地では何かだめなようなことをおっしゃったんですけども、このことをもう少し詳しく、初めて出たことだったと思うんですけど、どうしてこの大事なことを、いろいろみんな質疑もしてきたと思うんですけど、質問も。そういうところでこれが出てこなかったのかどうか。県の基準をクリアできないというようなこと、もう少し詳しくご説明していただきたいと思います。

以上です。

○教育部長（湯川忠治君） 報酬の件について、お答えいたします。

まず、再任用の給料のことですが、再任用職員の場合、月額17万720円、これに期末勤勉手当が支給されます。それを含めると年間で240万7,152円となります。期間ですが、現在、始良市では、再任用は1年間とされております。

今回、この非常勤になぜしたのかということですが、教育長の答弁書の中にもありましたように、現在の再任用職にありますが、週1回どっかでお休まないといけないという状況がございます。給食は毎日ありますので、所長が給食のある日に休むことはできませんので、現在のところ、給食の検食を済ませた後に半日を2回とる形で調整をしているところでございます。今回、この非常勤職員を置くことによって、給食のある日は所長がずっと常駐をしているということで、この非常勤化ということで提案をいたしましたところでございます。

それから、ちょっとこの議案とは関係があるのかどうかですが、きのう申し上げました県の建築審査会の件ですが、（仮称）松原小学校と建昌小学校の給食室の建設につきましては、これまで申し上げてきましたが、最初、親子方式を検討して、その次にできないということで逆親子方式を検討し、そこにまた、2幼稚園の完全給食はないということまで含めまして検討してきたわけですが、

まず、建築基準法のことは再三申し上げておりますけども、この段階で県に申請をしないといけないということは、私どもも承知をしておりました。ただ、建築基準法の周囲50m範囲、この同意を得ることが給食の開始の2年後に間に合うかということ判断いたしましたところ、この建築基準法をクリアするのは難しいのではないかとということで、三叉小跡地にしたほうが建築基準法のクリアもできるということでしてきたわけですが、

きのう申し上げましたのは、教職員住宅予定地に建てたらどうかという話でございましたので、この建築基準法をクリアするということに対して、やはり難点があるということで、今までは建築審査

会の内容について申し上げなかったのは申しわけなく思っておりますが、結果的には、建築基準法はちょっとクリアが難しいということが結論でございます。

○23番（里山和子君） 先ほどの議案第19号のところで、これまで何年ぐらい再任用のままで——加治木と蒲生と、給食センターはあるわけですがけれども——何年ぐらい続けられてこられたのか。合併してから、もう3年ぐらいたったわけですがけれども、その間に変えようと思えば変えられたのに、どうして今回だったのか。それと、非常勤職員の報酬というのは、もう同一なのかどうか、比較ということでは違いはないのかどうかということをお伺いしましたが、もう一回お答えいただきたいと思えます。

それから、給食室別棟のことですけれども、県の建築基準法をクリアするのが難しいというふうに判断したのでというふうに言われたんですけれども、12月の私の一般質問では、たしか——議事録が、ちょっと今回遅いんですけれども。来ないので確認してみないとわからないんですけれども——できないことはないとおっしゃったように私は記憶してはるんですけれども。

そのことと、それからこの建築基準法をクリアするのが難しいということの証明ですね。当局の答弁に、ちょっと違いがあるようにも感じるんですけれども。建築基準法をクリアするのに、どのように具体的に難しいのかということをご答弁いただきたいのと、それと3月15日に、この設計の契約がされているということで、大体でき上がってくるんでしょうけれども、この資料については議会でもいただきたいと思うんですが、資料提供できるのかどうか伺いたいと思えます。

○教育部長（湯川忠治君） まず、再任用職員が何年ぐらいかということでございますが、合併前につきましては、蒲生、加治木それぞれの給食センターは教育委員会の職員、課長級が兼務という形をとっておりました。合併して、保健体育課長のほうと蒲生教育課長が合併後すぐ兼務いたしました。その後23年度から再任用職員を配置しております、今、2年たっているところでございます。

どうして今、なぜ早く非常勤を置かなかったかということでございますが、これまで再任用職員で何とかやってきたわけでございますが、給食の事故というのが最近もまたありましたので、やはりこの点につきましては所長として常駐していただく必要がどうしてもあるということで、今回提案させていただいたところでございます。

あと、教職員住宅用地に建設できないことはないということは、確かに申し上げました。ただ、この給食室別棟につきましては、どうしても（仮称）松原小学校の開校に間に合わせないといけないという、期間が限られております。給食室の、めどが立ってから学校が開校するのであれば、そういう検討も可能かと思いますが、2年後というのが決まっておりますので、その間に解決できなければ給食はできないという状況を考えますと、やはり建築基準法のひっかからない三叉小跡地、そちらのほうに建設したほうが良いという判断のもとにしたところでございます。

あと、設計図についてでございますが、現在今、最後の詰めを行っているところでございまして、3月15日が契約期限ということになっております。私ども、まだ見ておりませんが、間もなく完成すると思えますので、その際には皆様にまた配付をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで、里山議員の質疑は終わります。

里山議員と重複している質疑者が、神村次郎議員、吉村議員です。重複している項目について、質疑ありませんか。

○19番（神村次郎君） 19条の19号ですか、非常勤職員のところを質問をしたいと思います。

私は、再任用職員から非常勤職員にかえたと、そういうことからすると、私は正職員として置くべきだと、そういう立場で話をしたいと思います。

議案説明書を見ると、所長の業務は調理・配送の指導、衛生管理、諸検査の確認、給食費の管理、物資購入、給食運営委員会の企画、地産地消の推進、多岐にわたる、まだほかにもたくさんあるんですね。検食や非常時の対応の面から、責任者として、センターに所長が継続的に常駐する必要がある。

このことからすると、きょうの答弁にも書いてありますが、責任が重い、業務の範囲が広い。そういうことからすると、今少し部長がおっしゃいましたが、事故があったり、全国でも死亡事故があったりします。まああまりいい話ではありませんが、加治木でも機械の刃が折れて混入したことがあるんですね。まあないとは言えません。そういうことからすると、命にもかかわる問題なんですね、子どもの。

で、これは検食をするんですね。自校方式ですれば、校長先生がしゃいみたいですけども、すごい重たい仕事なんです。これをばなぜ非常勤職員なのか。ここで言うんですね、非常勤職員とは地公法の何条の適用なのか。それから、非常勤職員で報酬条例に基づく報酬の支払いを受けている職員は、今、何人いるのか、現在の職種はどういった職種があるのか。それから、なぜ報酬なのかですね。どこの所長で適用するのか。

それから、非常勤職員と正規職員の職務の分類をどのようにしているのか。要綱があるはずですから、その資料を出してほしいと思います。

あと一つ言うと、これ、報酬にかえたというのは、普通、賃金で払うわけですよ。これだけの勤務条件あれば、社会保険が適用されるんですね。共済年金、共済の短期、18日以上ありますから23日雇用ということですかね。労災保険や地方公務員災害補償になると思います。

それから、雇用保険、20時間以上あります。これらを逃れるための施策だと。これが本当の雇用の姿なのかお答えください。

○教育部長（湯川忠治君） なぜ非正規職員を置かないかという1点だと思いますが、皆さんご存知のとおり、合併前におきましても過去3町定員適正化計画によって職員数を減らしてきた状況がございます。そういうことで、旧町時代、センター所長、最初は加治木のセンター所長を置いていましたが、行革の関係で課長が兼務をするという形をとってきているところでございます。その際には、係長というのがおりましたので、まだセンター所長が常駐していなくても、ある程度の管理はできていたわけですが、今回、この再任用職員に変えて非常勤職員を置きましたのは、先ほど来申し上げておりますように、どうしても常駐をする職員、それが臨時職員という、賃金という形になりますと臨時職員ということになりまして、やはり非常勤職員との責任の度合いといいますか、その辺を考えますと、臨時職員の場合は補助的な役目をしていただくということがございます。ですので今回は非常勤職員を置いたということになるわけですが、非常勤の職員の種類といたしましては、幼稚園の園長、あと社会教育指導員、スターランドAIRAの館長、天文指導員、歴史民俗資料館館長、野外活動指導員、公民館指導員、図書館館長、学校教育指導監、これが現在教育委員会非常勤の非常勤職員の種類でござ

ざいます。

非常勤と正規の職員の勤務の違いということでございますが、この非常勤職員の場合、先ほど申し上げました規定によりまして、教育委員会の場合、年間204日、月23日以内ということになっております。

これは、再任用職員と違う点は、この日数の関係がございますし、年間の勤務日数が再任用職員はちょっと多いという点がございます。

あと、勤務時間そのものが、週31時間と、非常勤の場合は37時間45分以内ということで規定をされていると思うものでございます。

漏れがありましたら、また、すいません。（「地公法」「答えになっちゃらんが」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） いいですか。

○教育部長（湯川忠治君） 地公法、何条かはちょっと確認しておりません。申しわけございません。

○総務部長（屋所克郎君） 総務課長のほうに答弁させます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務部総務課の恒見です。お答えいたします。

ただいまの非常勤職員ということで、している法的な裏づけは、地公法の第3条3項になります。以上でございます。

○議長（玉利道満君） 神村議員よろしいですか。

○19番（神村次郎君） いや、まだある。

なぜ報酬か、どこの所長か、正規職員と非正規職員の分類をどのようにしているか。社会保険を適用しないのはなぜか。これが本来の雇用の姿か。

○教育部長（湯川忠治君） この非常勤職員の場合も社会保険は適用されます。

それから、これが本来の姿かということでございますが、正規職員が行けば一番理想的な形であると思います。ただ先ほど申し上げましたように、合併いたしまして、職員数はふえましたけれども、配置できる人数というのは、やはり限られておりますので、現段階では、この非常勤職員の配置がいいのではないのかというふうに考えているところでございます。

雇用のあり方ということでございますが、先ほど申し上げましたように、職員として配置されるのが一番理想的ではございますけれども、今回の場合は、非常勤職員という形での配置ということで、非正規職員ではございますけれども、それに準ずる形で一定の判断をしていただいて、私どもとも連携を深めていくということで。給食の安全安心という観点から申し上げますと、非常勤の中でもやはり常駐できる人ということで今回考えております。

まあ、やはり管理監督能力の高い方、それから危機管理意識の高い方、そういうことを配置することによって、その辺はクリアしていきたいと考えております。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。（「いや、もう一つ」と呼ぶ者あり）

○教育部長（湯川忠治君） なぜ、加治木だけはということでございますか。（「非正規職員と職員の職務の分離をどのようにしているのか。要綱があれば出してほしい」と呼ぶ者あり）

教育委員会で持っておりますのは、この非常勤職員の勤務時間及び休暇等に関する規程というのがございます。これでよろしければ、差し上げることは可能ですが。あと給食センターの運営要綱と、それから給食センター長の関係もございますが、それは一式提出させていただければと思います。

○19番（神村次郎君） 全てはお答えいただけませんでした。なぜ非正規職員かということの答えは、行政改革だと。行政改革は社会情勢ですね、確かにあります。これじゃないんですよね。職務の度合いですよ。どう職務の分類をしているのか。そこを言ってほしいし、要綱があるはずですから。非正規と職員の分け方ですね。どこの線で非正規にするのか。こっからここまでは非正規と、要綱はないんですかね。さじかげんでしているんですか。

それから、ちょっと私の理解がどうなのか、ちょっと疑問もあるんですが、これ、地公法の3条じゃなくて17条の一般、3条というのはですよ、特別枠の非常勤職員ですよ。17条は一般職員の非常勤職員ですが、ここの分かれ方だと思うんですが、僕は17条だと思います。なぜ報酬なのか。どこの所長か。教えてください。さじかげんでしているんですか。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午後1時35分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時45分開議）

○議長（玉利道満君） 執行部の答弁をお願いします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、3条と17条でございますが、17条のほうは正式の採用による職員でございます。3条のほうは特別職ということでございますが、現在適用している館長等はこの3条の第3項のほうで、規程しているのが3条のほうでございますので、今回のこのセンター長につきましても3条のほうは適用されるのではというふうに理解をしております。

それから、正規と非正規の職員の取扱要綱については定めはありません、しておりません。職務の内容によって、我々執行部のほうの責任と判断のもとに決定をしているところでございます。

○議長（玉利道満君） もう終わり。もう3回で終わり。（「2回」と呼ぶ者あり）2回で終わり。

これで、神村議員の質疑を終わります。

あと、吉村議員ありますか。

○27番（吉村賢一君） ページ73ページ、歳出の道路橋梁費、道路新設改良費の立木等補償費、この

件について質問します。

当初予算では2億460万、計上されていたと思いますが、これが1億2,106万円になりますよってということだったと思うんですが、この該当の路線について、ひとつどこの路線が対象であったかお伺いしたい。

もう一つ、都市公園トイレ水洗化工事ほか917万9,000円の減についてということですが、これは執行残ということなんで入札額決定による減だと思われませんが、そういう解釈でよろしいかと。

それと、あと残る14か所が水洗化されてないということですが、新年度予定、わかればこれをお知らせください。

それと、下水道とのつなぎです。配管、下水道管路とのつなぎ等で、問題がある公園とかそういうものがあるのかどうかもあわせて教えてください。

以上です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 補償費の対象路線ですが、社会資本整備総合交付金事業で始良駅前と岩原本通線、それと地方特定道路整備事業で、森・船津線などでございます。

以上でございます。

○建設部長（蔵町芳郎君） あと、都市公園のトイレの関係でございますが、新年度も当初予算でトイレの水洗化については予算措置をしております。

それと、下水への排水の関係ですが、トイレは合併浄化槽等により排水いたしますので、通常の水路等への放水は可能でございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） いいですか。

○27番（吉村賢一君） ちょっと、25年度の予定箇所。

○議長（玉利道満君） 続けて。

○建設部長（蔵町芳郎君） 工事費のトイレの昨年度のこの補正でございますが、工法上、矢板等を当初計画をしておりましたが、土質がよくて通常のオープンによるカットで掘削が可能ということで、矢板を通常土工に掘削に変更したための入札残でございます。

以上でございます。

○27番（吉村賢一君） 25年の計画。（発言する者あり）

○議長（玉利道満君） 続けて。

○建設部長（蔵町芳郎君） 場所の詳細については、担当課長が答弁いたします。

○建設部都市計画課長（有村正美君） 都市計画課の有村でございます。よろしく申し上げます。

25年度につきましては、南宮島公園とそれから蒲生地区にあります町中児童公園の2カ所を予定しております。

以上です。

○議長（玉利道満君） 吉村議員、いいですか。

○27番（吉村賢一君） なしです。いいです。

○議長（玉利道満君） これで、里山議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第26号の一般会計補正予算についてお伺いいたします。

57ページになりますが、児童福祉施設費で、病児保育事業普及定着促進費補助金が50万円計上されております。これは、どのような取り組みで促進するのか。2つ目に、24年度末の保育所の待機者はどのぐらいいるのかお伺いいたします。

次に、議案第29号の始良市後期高齢者医療特別会計補正予算の件です。保険料滞納者に発行されている短期証、これは24年度末でどれだけいるのか伺います。

次に、議案第30号の始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算で、高齢者がふえ、介護の必要性がより高い方が、入所している特別養護老人ホームの待機者はどのぐらいいるのかをお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）の1点目と2点目のご質疑についてあわせてお答えいたします。

病児保育につきましては、病気の回復に至らない小学校3年生までの児童が、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務、傷病、出産等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、保育所等に敷設された専用スペースで一時的に保育するものであります。本市では、平成25年度に認可外保育所で事業を開始する予定であります。県の保育対策等促進事業補助金交付要綱に基づき、病児保育事業を実施する施設に対し、事業の普及、定着、促進を図るため、事業開始の前年度もしくは、事業開始年度に購入するベッド等の備品や、市民への周知を図ることを目的としたパンフレット等の費用の一部を補助するものであります。

なお、認可保育所の待機児童数につきましては、平成24年10月1日現在で25人を把握しております。

次に、議案第29号 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてのご質疑にお答えいたします。

平成24年度末の滞納者に対する短期被保険者証発行者数は、確定しておりませんが、現在のところ

22人に発行しております。

次に、議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）についてのご質疑にお答えいたします。平成25年2月26日現在での本市内の特別養護老人ホーム4施設に入所申し込みをされている方は466人で、そのうち始良市民は368人です。ただし、制度的に複数の施設への申し込みが可能なことから、各施設への入所申込者数は延べの人員であります。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） まず、児童福祉施設の病児保育の件でございますが、この事業は新規事業ということで、子育て中の保護者にとっては大変待ち望まれていた事業かと思えます。そういう意味で、今回新たにこういった事業が立ち上がるということで、大変私も喜んでいるところでございます。

この事業が開始予定の認可保育所名と、それから実施日をお伺いいたします。また、県内でこういった事業、病児保育をしているところはどこがあるのかも伺いいたします。

次に、保育所待機者ですが、25人の待機者がいるということですが、この25人の待機者を解消する取り組みはどのような取り組みをしていく計画であるのかですね。

それから、後期高齢者の短期証の発行は22名と、滞納者に対してですね。ということですが、この滞納額と滞納額の多い人の額は幾らになるのか。そしてまた22人、これは前年度と比較いたしまして、ふえているのか減っているのかも伺いいたします。

次に、議案第30号の介護保険特別会計補正の件ですが、特別養護老人ホームの待機者が466人のうちに始良市民が368人ということですが、そのうち自宅での待機者は何人ぐらいいらっしゃるのかをお伺いいたします。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

県内ではどこにあるかということですが、県内につきましては、霧島市と鹿児島市があるようでございます。全国的にはたくさんあるようでございます。それと、場所でございますが、認可外保育所のおひさま保育園が実施をする予定でございまして、25年の4月1日から実施する予定でございます。

それと、待機者につきましては、担当課長が説明いたします。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

待機児童の解消策ということでのお尋ねですが、本市では、近いところを申し上げますと、平成23年度に山田保育所を建てかえをいたしまして定員20人の増、それから今年度、建昌福祉会のほうで、これは新設ですが定員50人の増、それから、25年の当初予算には、認可保育所1か所の建てかえを行い、定員20人の増を計画しております。

以上です。

○市民生活部長（木上健二君） 後期高齢者の短期交付の滞納額を申し上げます。

滞納額が現在で243万500円でございます。一番多い方は約50万でございます。それと前年と比較して、人数を申し上げますと、平成23年が24人、現在が22名ということで2名減っているという状況でございます。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） 特別養護老人ホームの待機者の中で、在宅にいらっしゃる方的人数についてお答えいたします。

私どもが調べたところでは366人中52名、14.2%の方が在宅で待っておられるという状況でございます。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 25人の待機者がいらっしゃるわけですが、今、ご答弁いただきました山田保育所の20名、これは23年度ですね。今度は25年で新規に建昌の保育所、それから認可保育所が20名の増ということで、70名の定員増ということでの予定でありますので、この25名は解消されると見てよろしいでしょうか。

国が、待機児童解消のためといたしまして、安心子ども基金を拡充しております。これは21年から27年の間というふうになっておりますが、この基金の内容と活用についてお尋ねいたします。

今、示されました25年度からですから、もうこれはもうすぐ始まるわけなんですけれども、今後の保育所整備などに使えるのかどうかですね。この始良市といたしましても、これは認可外でも認可保育所でも使える子ども基金なのかお尋ねいたします。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） 担当課長に説明させます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

待機児童の件でございますが、現在、待機児童の公表値といえますか、県への報告につきましては、年に2回、4月1日と10月1日に行うこととされておまして、ただいま申し上げました25人は、直近の、昨年10月1日の、現在の待機児童の数でございます。これはあくまでも公表できる正式な国の示すカウントのやり方での待機児童の数でございますが、実際、保育所の入所希望をされて入っておられない方、ご自分の自己都合も含めての方でございますが、そういう方につきましては、まだまだ何と言いますか、現在100人近くおられるものとおっておりまして、その中には、自己都合と申し上げましたがどうしても一番近い便利なところしか、そこでないと入所したくないというような方も多く含まれているところでございます。

待機のカウントの仕方は、始良市全体で大体、通常交通手段、普通だと車だと思いますが、そこで行き来できる時間としましては、二、三十分もあれば十分行けるわけでございますが、いわゆる公式な待機児童に、その範囲内で行けるのに拒否をなさる、行きたくないと言われる方々については、待機児童としては国はカウントをしないというようなことでございます。

それから、安心子ども基金の件でございますが、先ほど、例を申し上げましたけれども、山田保育所、それから建昌福祉会の保育所、それから25年度予定の認可保育所につきましても、この基金を利用して施設の拡充を図るというようなことで考えております。あくまでもこれは、認可保育所に限った補助というふうには認識しておりますが。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、堀議員の質疑は終わります。

次に、29番、森川和美議員の質疑を許します。

○29番（森川和美君） 今回は、議案第13号、議案第30号、議案第38号、この3件について質疑をいたします。

まず、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件でございますが、これまあ、おせっかいですけど、先ほどから施設促進条例という形で議論されていますが、これ誘致が抜けてますよね。指摘をしときます。

このことは同僚議員にも答弁もありましたが、旧アイルアイラが閉鎖してから、市長の答弁にもありましたように、市民から100人以上、150人以上のいろんな宴会等、会議等そういうものができる場所がないと。ほとんど150人越えますと、お隣の霧島市の空港ホテルあたりに相当行っている状況で、今回そこを勘案しながら思い切った助成制度の条例制定を提案されたなど評価をしてはおるんですが、そこでお尋ねするんですけども、第5条のところで、特別措置の対象者の第1号で、旅館、ホテル雇用者数が当該旅館、ホテルの開業時において5人以上にあることと規定しているが、この5人の根拠を示していただきたいと思います。

2番目、第9条指定の取り消しと、第2号で補助金及び奨励金の交付後3年以内に事業の廃止又は正当な理由なく1か月以上の休止があったとき、既に交付した補助金及び奨励金の全部又一部の還付を命ずることができることとあるが、廃業をした場合、旅館、ホテルの施設処理のあり方は、この条文の中に入れなくてよかったのかどうかですね。

議案第30号、1番目の、21ページの介護予防特定高齢者施策事業費の保健師等賃金42万の減額と介護予防一般高齢者施策事業費の、これも保健師等賃金34万の減額内容をお示してください。

2番目が、21ページ報償費の講師謝金42万円の減額内容もお知らせください。

3番目、22ページ、包括的支援事業費の賃金保健師等賃金50万円の減額内容をお示してください。

議案第38号 工事請負契約の締結に関する件でございますが、これは平成24年度始良市防災行政無線施設整備事業契約額が2億4,539万9,700円であるわけですが、この入札における落札率は幾らで、また、予定価格は設定しておられたのかどうか。また、それぞれの入札参加事業者名と入札価格をお示し願いたいと思います。

1回目は、以上です。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質問につきましてお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件の1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

雇用者については、従前に旅館、ホテルに対する助成制度を設けておりました始良市企業立地促進条例と同様、雇用の促進を促すために5人以上からに設定しております。廃業した場合の旅館、ホテルの施設のあり方については、既に交付した補助金及び交付金の返還を求めることとしております。

施設の処理につきましては、それぞれの権利などが施設に発生している可能性がありますので、始

良市企業立地促進条例と同様に、廃業された場合の施設処理のあり方については求めておりません。

○副市長（大橋近義君） 議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

介護予防事業特定高齢者施策事業の保健師賃金の減額は、長期臨時職員である保健師の体調不良による休暇取得に伴う24万8,000円と、保健師の雇用予定が看護師を雇用することになったことに伴う賃金の差額8万4,000円分及び時間外勤務手当8万8,000円の執行残であります。

介護予防一般高齢者施策事業費の保健師賃金の減額は、短期臨時職員の保健師の採用が昨年7月からになったことと、同臨時職員を保健師の雇用予定であったが看護師を雇用することになったことに伴う賃金の差額分の執行残であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

まず、報償費の減額25万円分は、学識経験者等による介護予防教室分3万円と、歯科衛生士等による口腔機能向上の健康教室分22万円で、それぞれ開催回数の減少のための執行残であります。次に、17万円分は、認知症サポーター養成講座の認知症キャラバンメイトの講師謝金15万円と、ボランティアポイント制度のボランティア研修の講師謝金2万円で、それぞれ無報酬による講師活動となったことによる執行残であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

保健師賃金の減額は、長期臨時職員の保健師等の職員として、社会福祉士2人を補充するにあたり、採用までにそれぞれ1か月間を要したことによる執行残であります。

次に、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件についてのご質疑にお答えいたします。

事業の予定価格は2億7,573万円を設定し、落札いたしました株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部の落札率は89%でありました。また、入札参加業者と入札価格は、株式会社日立国際電気九州支社が2億1,500万円、株式会社九電工鹿児島支店が2億1,770万円、株式会社東芝九州支社が2億2,230万円、東光電気株式会社九州支社が2億3,530万円、沖電気工業株式会社九州支社が2億3,634万円、日本電気株式会社鹿児島支店が2億3,634万円、ニシム電子工業株式会社鹿児島支店が2億3,634万円、日本無線株式会社鹿児島支店が2億3,699万8,000円、最後に落札いたしました株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部が2億3,371万4,000円という結果でありました。なお、申し上げました入札価格は、いずれも税抜き価格であります。

以上、お答えいたします。

○29番（森川和美君） それじゃあ2問目に入りますが、まず、議案第13号でありますけれども、最高額が1億3,500万円、合わせて交付するという条例なんですが、これは苦肉の策なのか、あるいはどこかの企業の目星をつけてこの条例を制定されたのか、これをまず一つお知らせいただきたいと思えます。

それと、これは条例ですので一般質問形式で行きますけれども、5人以上ということですが、これは市長の提案要旨の中には、地元雇用者に対しては、数に応じて500万円を限度にといわれますが、これは、地元雇用者に限るといふようなことは、議論はされなかったのかどうかですね。

そして、最低のいわゆる人数5人で、もしおさまった場合、これはもう仮の話ですが、そうなった場合は、最高に1億5,000万出た場合にですよ、相当な予算計上だと思っているんですが、そういう

ところも一つ考えをお知らせをしていただきたいと思います。

それと、年齢制限がうたっていないと思ってるんですが、国がこの定年制を廃止して、再任用とか、いわゆる60歳以上65歳以上も雇うようなことになっておるわけですが、一方では、若年者の雇用が奪われて不公平な問題も言われる専門家もたくさんいらっしゃるんですが、私もそのように思っているんですけれども、そうかちって、どちらかが、なかなかこれは平等に公平にやるのも難しいんですけども、そこらをひとつ教えていただきたいと思います。

それと、思い切った施策ということで、お褒めをしながら少し矛盾したような話に、質疑になるかもしれませんが、これらのことに、もしすばらしい方が来られて、既存の事業者に対しての圧迫が生じる恐れがあらせんかと。さらに、この件について、最後の質疑ですけども、このことで、経済効果をどのぐらい見込んでいるのかですね。

次の議案30号であります。認知症サポーター養成講座の認知症キャラバンメイトの講師謝金15万と、ボランティアポイント制度のこれらの無報酬によることで執行残ということですが、この講師の方に、全然何らかの手当はされないのかどうかですね。

それと、2回ほどですかね。保健師等のかわりに看護師を雇用することになったというふうな答弁が2回出てきたんですが、どういった理由で保健師から看護師にかわったのかですね。

最後の3件目ですけども、これ3者が同じ入札価格が出てますよね。2億3,634万円、このことをどういうふうに感じられるか、ひとつご答弁を願いたいと思います。

それと、予定価格が示されておりますけれども、最低制限価格はここでお示しできますかね。

以上です、2回目。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

今回の条例は、平成23年度から旅館、ホテルの誘致を図っているわけですが、なかなか進展しないということで、今回、全国展開している大手のホテル等が立地してほしいとの思いで今回の条例をお願いしているところでございます。特定の企業ということではございません。

それから、地元雇用者に限るとするということですが、今回は、今回もですけど、企業立地促進条例でも1年以上住んでもらうということを条件にしております。1年以上を住むということは、さらにその方は定住するということで、できるだけ人口増を図るという思いからそういう規定をしております。

それから、5人以上としてあるのは、通常こういうホテルでしたら、20人以上の従業員が必要かと思いますが、企業にとりましては多くの投資を必要とするため、あまり多くのハードルを設けないということで、企業立地促進条例と同じようにしております。

また、企業は、雇用促進補助金がございますので、1人でも常雇を雇うということにつながりますので、これで雇用が図られるものと思っております。それから、年齢制限につきましては、やはり働く年齢というのは、その人の能力ですので、あえてそこには設けてございません。

それから、既存の施設に影響を与えるのではないかとありますが、これにつきましては、アイルアイラができたとき、サンピアができたときには2万2,453人という年間宿泊者がございますので、十分可能性があるということで、既存のホテルにはそのような影響はないのではないかと考えております。

それから、経済効果につきましては、鹿児島県の産業連関表という簡易分析ツールと申し上げます。

て、いろいろ入力しますと波及効果が出ますが、その中でしますと、総合的な波及効果としては2億4,000万程度の波及効果があるといわれておりますので、始良市のいろいろな面に波及効果が及ぶものと考えているところでございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座、それからボランティア講座の講師への手当と、保健師から看護師へなぜかわったのかということでございますが、まず、認知症サポーター養成講座でございますが、この認知症サポーター養成講座は、認知症サポーターとは何か特別なことを行っていただくものではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうということで、当初、報償費といたしまして、30回5,000円で組んでおりましたが、キャラバンメイトの方々が無償で協力するというので、その分が15万円減額になっている分でございます。

それから、ボランティアポイント制度の講師についてでございますが、ボランティアポイント制度とは、高齢者の社会参加の促進や自助、互助の意識を高め、積極的活動を重ねることによる介護予防に資するためのボランティアポイント制度ということで、第5期24年度から始まっておりますが、この第5期事業計画の中で始めた制度でございます。

当初、講師の謝金といたしまして5,000円、2回ほどボランティアコーディネーターの方の講師代ということで予定しておりましたが、こちらのほうも無償でしていただいたということでございます。

それから、保健師、看護師になぜかわったのかということでございますが、これは、包括支援センターで雇用しております保健師でございますが、包括支援センターの業務の中には、総合相談支援業務、それから介護予防ケアマネジメント業務などがありまして、その業務に携わる職種として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職の3専門職の配置が義務づけられております。

保健師の主な業務といたしましては、介護、健康に関する相談支援業務及び2次予防事業対象者に対して、介護予防のためのケアプランの作成などがありますが、現在、どうしても保健師の資格は持っておられますけど仕事をしたいという方が少なく、保健師等ということで、等の中に看護師さんも含まれますので看護師の方を雇用したということでございます。

以上でございます。

○工事監査部長（池田満穂君） 防災無線の工事請負契約の件についてでございますが、3社が同価格ということでのお尋ねでございますが、これはあくまでも推測でございますけれども、予定価格を公表をいたしております。その予定価格から最低制限価格を想定されて、入札をされたのではないかといいふうに思っております。

また、最低制限価格でございますが、最低制限価格につきましては、地方自治法施行令167条の10第2項に規定がございますけれども、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということで、平成23年8月25日付で総務大臣、国土交通大臣名で文書が来ておりまして、その中にダンピング対策として、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、通常、工契連モデルと呼ばれておりますけれども、この工契連モデルを踏まえた算定方式の改定等により見直すことということで文書が来ております。これらを、説明をいたしまして、これを参考に最低制限価格というのを決めていただいたということでございます。

○29番（森川和美君） 最後でございますので。

議案第30号の件で、長期臨時職員の保健師の方が体調不良によるということでございますが、先ほどの答弁の中で保健師になり手がなかなか厳しいということではありますが、まあ国保とはまた別な件でありますけれども、保健師の増員を、非常に議会でも議員がいろんな方が強く要請しておるわけですが、そこらの原因をやっぱり今後きちっと検討しなければいかんですね。保健師の待遇が悪すぎるのか、あるいは広報的に広報の仕方が下手なのかですよね、そこらをきちっとしないと。ここは人材の宝庫というのをよく聞くんですね。ほかのことに関連しても、そのことにとどまらずに何か原因があるわけですので。

それと、1名ぐらいいは待機保健師と、待機させておくような方法も。いつでも出ていただくような、もし体調不良とか特別な理由があるときには、そこらもやっぱり検討すべきじゃないかと思いますが、そこを一つお聞かせください。

それと、この工事請負契約の件ですが、最低制限価格の答弁は、そのような答弁だと予測しておりました。であれば直行単価というのは説明ができると思いますが、それによってまた最低制限価格が計算算出されるでしょうから、直行単価というのをひとつお知らせください。

○市長（笹山義弘君） 一般論的になるかもしれませんが、いろいろな作業をする際に、特殊な業務を含めまして、こういう保健師につきましては、この業務について、いろいろと内部まで入り込むということから、メンタルな面でかなりの苦労があると聞いております。そういうようなことから、保健師だけの問題ではなくて、全体的に市で雇用を図らなければならないということにつきましては、今後いろいろ研究を重ねてまいります。一種の市としての人材バンク的なものも必要ではないかというふうにも考えているところでございます。

○工事監査部長（池田満穂君） 直接工事費をとということでございますが、まず、今回の防災行政無線につきましては、製作費というのがまずあります。その製作費が1億9,528万3,000円、これはそれぞれ親局設備、中継局設備、子局の設備、戸別局の設備、これらの製作費でございます。

それと、現場で直接工事をする直接工事費というのがあります。直接工事費が5,101万6,800円でございます。これに経費が乗ってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで、森川議員の質疑を終わります。

次に、27番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○27番（吉村賢一君） では、早速質疑させていただきます。

35ページ、3土地区画整理事業特別会計繰入金1,863万2,000円、場所は松原か、繰入金の理由について説明をください。

37ページ、2民生雑入、過年度子ども手当交付金3,853万円、毎年このような形をとっているのか。予算的には1年おくれで収入がある状態なのか。繰入金の理由は何でしょうか。

続きまして、滞納処分費、総務の会計になりますが、滞納処分費17万8,000円は、毎年このような数字であるのか。

続きまして、4 衛生費保健衛生費衛生総務費委託料、妊産婦乳幼児健康診査委託料350万円の減について、妊産婦並びに乳幼児が昨年より減ったのか、この減になった理由はいかが。

また、逆に、3 健康増進事業費で健康診査費等委託料281万円がふえておるけど、これは上記の減とは関連がないのか。

続きまして67ページ、造林事業費、公団造林整備事業委託料589万円の減について、ふるさとの森再生事業委託料163万5,000円の減について、それぞれの予定箇所と減額の理由を問います。造林及び再生の理念と、どういった樹種を予定されているか教えてください。

最後に76ページ、木造住宅耐震診断改修補助金174万円の減というのがあります。これは、せんでって同僚議員からもちよつと質問あったかと思いますが、当初予算は180万円とすれば、これだけしか使えなかったと。つまり6万円しか使えなかったとすれば、周知が不徹底だったのか、個人手出しが多かったためか。新年度はどういうふうな考えで臨まれるかお伺いしたい。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての2点目のご質疑にお答えいたします。

場所は、松原の土地区画整理事業地区であります。土地区画整理事業特別会計繰入金は、土地区画整理事業の徴収清算金の歳入実績に基づき、土地区画整理事業特別会計から繰出して一般会計へ繰入れるものであります。

清算金は交付と徴収が同時期に行われることから、徴収が済まないとこれに充てる財源がなく、一般会計からの繰入金で対応し、その後、徴収した清算金を一般会計に返すものであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

子どもの手当につきましては、当該年度の実績に基づき、年度末に精算が行われることとなっております。平成23年度においては、特に、子ども手当の支給等に関する特別措置法による支給が行われたこともあり、精算が翌年度になり追加交付分を雑入として受け入れるものであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

滞納処分費とは、購買等の滞納処分執行に要した費用であります。これらの費用は、滞納者が負担すべき実費弁償金の性質を持つことから、滞納者から徴収することとなります。今回の補正額は、2筆の購買財産の不動産鑑定料の額であります。なお、収入額は、平成23年度8万4,000円、24年度17万8,500円であります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

保健衛生総務費の妊産婦乳幼児健康診査委託料の減額につきましては、妊婦健康診査件数の実績見込みによる減額であります。妊婦健康診査は、1人14回受診できますが、受診回数が妊婦により異なることから、当初予算では1人13回受診の680人分、8,840件を見込んでおりました。平成24年度末の受診見込み件数は、受診回数が1人平均11.58回の715人、8,280件と当初予定より560件下回る見込みになったことによるものであります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

健康増進事業費の健康診査等委託料の増額につきましては、各種検診の受診者がふえたことによる

ものであります。受診者が増加した主な検診と増加人数は、前立腺がん検診488人、肝炎ウイルス検診324人、子宮がん検診302人などであります。なお、妊産婦乳幼児健康診査委託料の減額と健康増進事業の健康診査費等委託料の増額とは特に関連はありません。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

造林事業費の公団造林整備事業は、造林費負担者である森林総合研究所と計画協議を行い、実施箇所を決定しております。平成24年度の実施箇所は、北山の牟田山地区であります。また、ふるさとの森再生事業の実施箇所は、蒲生町白男の新留地区であります。減額の理由はいずれも間伐面積の減に伴うものであります。

造林と再生の理念につきましては、本市の市有林が2,840ヘクタールほどでありますので、計画的に間伐などを実施しております。今までは、山を育てる時期でしたが、今後は市有林の木も利用できる時期になりますので、適正な管理と木材利用の推進に努めたいと考えております。なお、市有林の樹種につきましては、現在、杉、ヒノキが68%を占めております。

15点目のご質疑についてお答えいたします。

木造住宅耐震診断改修補助金事業の周知につきましては、4月からの始良市ホームページへの掲載、2回の市報への掲載、建設新聞への掲載などを行い、事業の周知を図っております。平成24年度は、耐震診断1件の実施でありましたが、改修補助金につきましては、工事にかかる経費が想定より多額になったため断念されております。

以上、お答えといたします。

○27番（吉村賢一君） じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

まず、土地区画整理事業特別会計繰入金の件ですが、松原の土地区画整理事業が順調に推移して清算ももう始まっており、ほぼ終わりに近づいてきつつあるんじゃないかと思うんですが、これはいつごろ、この地区の事業は終わるか。

それと続いて、次、例えば加治木で言いますと性心寺の裏とか、あるいは須崎、帖佐でも松原のほうとか狭い道いわゆる消防車も入れないような道の地域が多いかと思えますけど、こういったところ含めて、土地区画整理予定候補地を考えておられるか質問します。

続きまして、過年度子ども手当交付金、これにつきましては、精算が翌年度になるということです。そうするとその間の支払い、つまり予算が手当されてない間の支払いは、一般会計から出されるかと思うんですが、どのようなやりくりをしておられるかお教えいただきたい。

続きまして、滞納処分費17万8,000円、これにつきましては、23年度が8万4,000円、24年度が17万8,500円ということですが、この滞納処分というのは、具体的に、固定資産の税金の支払いの件でなったのかどうなのか。それともし、固定資産税の支払いができなくてこのような処分になったとすれば、当然、これにかかる職員の労働時間というか、費用も手間も相当かかっているんじゃないかと思うんですが、それをどの程度、この2件のケースで費やされたか。費用的なもの、あるいは時間的なものがわかればお教えください。

それと、前納制度というのが以前、加治木町の場合ありましたけれども、そういったのをあわせてやることによって、前納で幾らかでも安くしてですね。それで早く納めていただくと。何回も分けてもらうと何回も請求もしなきゃいけないということが出てきます。そういったことも考えていかれないかなと質問したいと思います。

それから、保健衛生費の妊産婦や乳幼児が昨年より減ったのかということでご質問しました。妊産婦の人口が減っているのではないかとということで懸念した質問だったんですが、こういう回数が減ったからのみならず、妊産婦自体が減ってきているという兆候はないのか、あるいは5年先、もう大体このような数字でいけるだろうか、まあ、その辺の推測というのは難しいと思いますが、ある程度、始良市の人口がふえてくる一番の要素にもなりますので、その辺のところ、きっちりある程度、予測ができればお教えいただきたいと。

それから、造林事業費、公団造林整備事業委託料、この件につきまして、造林費負担者である森林総合研究所というのがありますが、これについて詳しく教えてください。それとこの造林の状態は、現在、杉、ヒノキが68%を占めているということですが、中山間地域におきまして、シカ、サルが畑地におりてくるといふ状況があちこちで見受けられるわけです。その場合に、この造林事業の一つとして、活用樹といいますか、成り物の木を植えて、そういった動物を、そういったところで食いとめるといふか、里に出てこないようにするとか、そういう施策もとれないのか。

それとあわせて杉、ヒノキ、これ自体の収益率といいますか、造林事業における収益率というのは、今現在どのようになっているのか。

最後になりますが、木造住宅耐震診断改修補助金、これにつきましては、先般も話しあったように、補助率が50%、たしか上限が30万円だったかと思うんです。そして30万円で耐震診断の工事がいかにほどできるのかということ、ちょっとあまりこの補助金そのものが世間相場というか、実際に、こういう改修工事をやる際に、不適切な形になっているんじゃないかなという懸念があるんですが、これについては改善する余地はないんでしょうか。

以上、質問いたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

都市区画整理の事業収束でございますが、この工事自体は、18年の長きにわたり完了しております換地処分まで。あと残りの清算事務につきましては、今回その繰入金で一般会計に返す分がございますが、ほぼ納入、それと清算金の交付金については終了しております。

それと、次の都市計画、区画整理事業の予定についてでございますが、この帖佐第1工区を見ましても、最初の現地の調査が昭和53年に始まって、終わったのが本年度でございます。区画整理事業は、長い年月を要する事業ということは認識あると思いますが、それに多大な工事費もかかるということでございます。本市の中でも、帖佐駅の南側とか帖佐第2工区で計画しておりましたが、なかなか地権者との合意等も得られず難しい状況でございます。この帖佐第1工区の例を見ますと、やはり、住宅等が中に入り込まない農地ですか。そういう支障物件が多くない時点での整備が、お金もかからなく整備が推進しやすいのではないかと考えております。

今後、やはり、まち並みを形成する上では、この区画整理事業は、重要な事業と認識しておりますので、地域住民とのいろんな説明会等によって、できる箇所については推進をしてみたいと考えております。

それと、木造住宅耐震改修補助金の件でございますが、今、議員が言われるように、耐震診断が6万円、改修工事費が1件あたり30万ということでございます。回答でもございましたが、診断はされて断念された方の例でございますが、改修費が600万かかるということで、私どものこの30万の補助金では、到底、まあ一部は補えますが、断念されるという経緯がございます。

ただし、この改修につきましては、ある種、自己の財産形成という観点もございます。それと、この一部補助金により推進すると、震災から建物を守るという趣旨がございます。またこれも対象戸数が多いということもございまして、金額的には30万という金額で設定をしている状況でございます。以上です。

○総務部長（屋所克郎君） 滞納処分費につきましてお答えいたします。

まず、税でございますが、固定資産税でございます。

それと、職員の時間でございますが、収納管理課の中で滞納繰越分についての税の徴収をしているところでございます。今回のこの物件につきましては、不動産の鑑定を行っているということでございますので、通常の業務の中で対応しているということでございます。

それと、前納制度につきましては、始良市になる前から、それぞれの町では廃止しているところでございますので、始良市でもその制度はもうないということであります。

以上でございます。

○市民生活部長（木上健二君） 出生の今後の推移ということで、現在のところは見通しはなかなか難しいところがございます。

ここに出している健診の受診者は715人としておりますが、見込みが。昨年度は744人、若干減っているような状況ではございます。また、この人数は、転入転出等を含んでますので、実際の母子手帳交付となりますと、昨年からしますと、22年度から申しますと623人、23年が672人、24年度の2月末、これはまだふえると思うんですけども、2月末が601人、まあ600人内で大体推移をしているというふうに思います。今後の見通しはちょっと今のところはっきりわかりません。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） お答えいたします。

公団造林整備事業等を行う際の森林総合研究所でございますが、独立行政法人でありまして、主には、山林の除伐、保育間伐、利用間伐と、あと、作業路の修繕と、そういうもの等をされております。

それと、現在、杉、ヒノキ等も鳥獣害の被害の対象樹になっておりますが、現在、ほとんど杉、ヒノキが植わっている状況でございます。

23年度におきましては、始良市の市有林でございますが、その間伐をした後には、クヌギ等を植えたりということはやっているところであります。

いずれにしても、現在、杉、ヒノキ、広葉樹、そういうものが植わっているのが伐採された後でなければ、ほかの木を植えていくということもできませんので、そういうところがあれば、有害鳥獣のそういう対策等検討しながら、杉、ヒノキ以外の植樹も検討をする必要はあろうかと思っております。

それと、山林の収益率でございますが、現段階では、収益率は低いということになろうかと思っております。場所等にもよろうかと思っておりますが、種樹経費運搬、伐採経費がかかりますので、条件の悪いところ、いいところによって、また、収益率もかわろうかと思っておりますが、現時点では収益率は低いというふうに認識しております。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 過年度精算金につきましてご説明申し上げます。

事業等におきましては、市におきまして、前払いをしていくというものが多々ございます。前年度で確定をしなかったものは翌年度入ってまいりまして、その分は充当するところがございませんので、雑入という形で収入を受けるとい形になります。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） 吉村議員、いいですか。

○27番（吉村賢一君） もう一度2点ほどお伺いします。

先ほどの滞納処分費の中で、前納制度については、過去、町の時代でも廃止しているということで、やっておりますということですが、検討されることは、今後、あり得ないのかどうかということが一つと、それから先ほどですね、いわゆる杉、ヒノキの収益率の問題、収林の樹種の中で、杉、ヒノキについては収益率が低いということですが、現実には確かに単価が安いし運搬費用が相当かかる、場合によっちゃ道路をつくっていかなきゃいけないというんで、かえって持ち出しではないのかなと思っっているんですけど、持ち出しがいいとか悪いとかじゃなくて、実際は収益率低いというより赤字じゃないのかなと。逆に経費を費やしているのではないかなというふうに懸念しております。その辺のところご説明お願いします。

○総務部長（屋所克郎君） 前納制度の件でございますが、以前、この制度が廃止になった理由は、前納制度をした方が、税金が安くなるっていうのは、やはり、公平性の面から違法性があるということがあったみたいですので、そういうことであれば、そういうことでありましたので今後も検討はしないということで、このままの状態で行きたいと思えます。

○農林水産部長（安藤政司君） 赤字、持ち出しがあるのではないかとということでございますが、山の植林ないしは除伐、間伐、そういうものには、国からの補助がございます。それらを活用しますと、まあ手元には何がしかという形になりますので、赤字というところまではいかないと思えます。

○議長（玉利道満君） これで、吉村議員の質問を終わります。

次に、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○15番（堂森忠夫君） 議案第26号 平成24年度一般会計補正予算（第17号）、質疑の要旨1、61ページ、目9公衆浴場費、節11需用費98万円の内容を示せ。

3、ページ67、目2林業振興費、節19有害鳥獣捕獲事業補助金47万5,000円の内容を示せ。

6、76ページ、目5街路樹事業費、節17公有財産購入費の160万円の内容を示せ。

7、83ページ、目2公民館費、節11需用費の高熱水費100万円の内容を示せ。

以上。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第26号 平成24年度一般会計補正予算（第17号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

需用費は、燃料費77万円と高熱水費21万円であります。燃料費は、源泉の湯量減により、貯留した温泉水を再加熱する必要があるため、ボイラーに使用するA重油の使用料の増加とその単価の高騰によるものであります。高熱水費は、電気料が昨年と比較して増加しているため、今後の不足分を増額するものであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

林業振興費の有害鳥獣捕獲事業補助金の増は、当初予算で見込んでおりました捕獲頭数に比べ、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲頭数がふえたためであります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

平成22年5月宮島線の改良工事に必要な道路用地を取得し、代替地を売却いたしました。この代替地は、市が土地開発基金で購入した土地であり、購入時と売却時の差額を土地開発基金へ補填するものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）についての7点目のご質疑にお答えいたします。

平成23年度に実施した始良公民館の大ホールの空調機器の機器入れかえ修繕にあたり、ボイラー仕様から電気仕様に変えたため、電気使用量が予想以上に増加したことや、始良公民館、蒲生公民館など、9つの条例公民館において、利用者の増加に伴って電気使用量が増加したことにより不足を生じたものであります。

以上、お答えといたします。

○15番（堂森忠夫君） それでは、2回目の質問をいたします。

まずは燃料費ですが、これは温泉ごとに数字を示していただきたいと思います。これからどんどんこういう分野は上がっていくと思いますので、それについて、どのような、燃料費に関して対策を今後練っているのか、その辺もわかっている範囲で述べてください。

3点目ですが、イノシシが多くなったということでの予算ですが、この鳥獣、これに関する人たちから、支払いが遅いというのを前も述べたことがあるんですが、これを年に1回でもさらにふやすようにしたのか、しているのか。その辺、どのようにしたかですね。

それと、サルも大分ふえてきているんですが、もう、国も今度、自民党になってから、こういう分野にも力を入れてるんですけど、県とどの程度連携としてその対策に励んでいるのかですね。その辺を述べてください。

それと、6点目においては、道路をつくった後の残地です。（発言する者あり）早いか。すみません。残地をどのように残ったところを生かしているのか、それについて述べていただきたいと思います。

最後の、始良公民館ホールの電気の使用量ですね。燃料費と同じように、これから、この電気料も上がっていくと思うんですが、今、他市においては、太陽光、大分採用し、始良市ではおこなっているんですけども、こういったのをクリアするために、太陽光の事業とか、そういう計画をしていらっし

やるのか。

今度、始良公民館においては、今度、改修も行われるわけですが、駐車場を利用しての太陽光設置も可能ではないかなと思うんですが、そういった計画をしていらっしゃるのか、する考えがあるのか。そこまでわかっている範囲で述べていただきたいと思います。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

市営温泉といたしましては、くすの湯と龍門滝温泉がございますが、龍門滝温泉につきましては、指定管理者のほうに管理を委託しておりますので、今回、くすの湯だけの補正になります。

まず、くすの湯におきましては湯量が減っているということで、ボイラーの燃料費といたしまして、1月当たり前年比で700リットルぐらいふえております。使用量のふえたのと、燃料費が単価も上がったということで、現在の予算では足りなくなったということをお願いをしているところでございます。それから、龍門滝温泉の場合、湯量がございますので、それほど重油を使うということもございません。

そして、電気料につきましては、原子力発電所が、昨年8月ですか、停止してから燃料費調整割合、これは、火力発電の所動に要する費用ということでございますが、この割合が上がったために、燃料費調整額ということで、月にしますと、今までは、マイナスで逆に補助といたしますか、かえってきてた分が、その分が、そのところが月にしまして約1万5,000円ずつほど上がっておりますので、その分で、今回、電気代についてもお願いしているということでございます。

以上でございます。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

道路改良時の残地についての取り扱いの質問と思いますが、基本的には買収する場合は、改良事業用地、道路用地にかかる部分だけしか買い取りはいたしません。ただし、所有者が、残地が残る場合は、残地補償という形で補償をいたします。

それと、改良工事によって出た残地、例えば旧道敷につきましては、場所によってはポケットパーク的な空間を設けたりとかいうような活用はしております。

以上でございます。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

電気の使用につきましては、なるべく節電していただくよう呼びかけはしているところでございますが、高齢者等の利用が多くて、そういう点からも、少し限度があるのではないかと考えているところでございます。

公民館の改修工事に際して、太陽光発電の設置をということでございますけれども、そのことについては検討はいたしておりません。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 鳥獣被害事業の補助金の支払いの回数の件でございますが、年2回支払いをいたしておりますけれども、支払いが遅いということで、回数の検討ということかと思いますが、今までちょっとその支払い回数について要望等聞いておりませんでしたので、今後また検討し

てみたいと思います。

それと、被害防止に対する県との連携ということでございますが、県の指導員の方がいらっしゃいます。本市におきましては、合併しましてから昨年、一昨年度は推進という形で地域に入りましたが、昨年度より23年度より国の事業によりまして、電柵あるいはネット、そういうものを地域の鳥獣の被害防止の対策としまして、地域に貸し出しをやっているという状況でございます。その際には、県の指導員の方も出向いていただきまして、農林水産部職員出向きまして、地域の方と地域での地域ぐるみの対策ということについてご説明申し上げ、お願いし、お話し合いをいただく中で、事業実施を今現在、推進しているところでございます。今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） くすの湯の分野だということですけど、こちらのほうは今、検討してらっしゃるので、あまり突っ込んだ質疑はいたしません、いろいろと、燃料というのはいつの時代にも必要であり、石油製品を使っていればお金はどんどん上がっていくし、私は、今、山林分野においては、全然、今、製材所に丸太がないと、全然一次産業が活かされてない。です、ので、こういった私どもが小さいころは、たき木取りに行くのが、学校から帰ったらですね、そういうことがまず一番の仕事だったんですけど、やはりまたそういった分野も、今後は検討していつてもらいたいなと思っています。もう答弁は要りません。

3点目の分野においては、ちょっと質疑をさせてください。

前回一般質問でしたときも、年に2回であって、そのときも検討するということであったと思うんですよ。それから進展してないわけですね。です、ので、やはり、もうちょっと忙しいかもしれませんが、一般質問とか出たらですね、そこで終わりじゃなくして、もうちょっと深みのある検討に入ってもらいたいと思います。再度、その、年に2回から3回に検討を早く進めるかというのを質疑といたします。

それと、サル分野なんですが、なかなか。担当課に電話すれば、爆竹を鳴らして追い出すしかないということしか、もう今はないわけですね。

それでは、前に進まない。これを困った分野を、この始良市だけで考えるのではなくして、鹿大の農学部にこういったことについて、もうちょっと一緒になって検討しようやというような、そういった投げかけも必要じゃないかと思うんですが、そういったのに対して、今後取り組まれていかれるか質疑としたいと、取り組む姿勢があるのか、それを質疑としたいと思います。

質問ではありませんので、質疑ですので、まあこの程度にしたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） 改正につきましては、今後検討させていただきます。

それと、今後の有害鳥獣の対策の進め方でございますが、確かにサルというのは、上からも来ますし、大概の防御の仕方では難しいと。イノシシ、シカにしてもしかりです。行政の立場としましてはなかなか、何といたしますか、ベストな効果的な対応、対策というのが、これだというのがお示しできないのが実態でございます。

今後も、県・関係機関の方々と有効な、もしくは地域の方々と一緒になりまして、少しでも被害の減じられるような取り組みというものを検討して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、堂森議員の（発言する者あり）。

○15番（堂森忠夫君） もう一回。（発言する者あり）質問はしませんけど。（発言する者あり）質問はしないけどね。（発言する者あり）

○議長（玉利道満君） これで堂森議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第13号から日程第26、議案第38号までの一括質疑は終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午後3時16分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時29分開議）

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、先日配付いたしました議案処理一覧によって処理をいたします。

日程第1、議案第13号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例制定の件から、日程第9、議案第37号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件までの9案件は、先日配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件から、日程第26、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件までの17案件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第18号から、日程第26、議案第38号までの17案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第18号 始良市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、議案第20号 始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部

を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議案第21号 始良市防災会議条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第13、議案第22号 始良市災害対策本部条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第14、議案第25号 始良市畜産特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第15、議案第26号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第17号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第16、議案第27号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第17、議案第28号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第18、議案第29号 平成24年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第19、議案第30号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第20、議案第31号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第21、議案第32号 平成24年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第22、議案第33号 平成24年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第23、議案第34号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第24、議案第35号 平成24年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第25、議案第36号 平成24年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第26、議案第38号 工事請負契約の締結に関する件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第38号は、可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第27、請願の付託、**日程第27、請願第1号 始良市西餅田の市道237号線（楠元中通り線）の排水対策を求める請願書**を議題とします。

この請願は、先に配付しました請願文書表のとおり建設水道常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月12日午前9時から開きます。

(午後3時45分散会)